

平成24年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

平成24年6月12日（火曜日）

議事日程第2号

平成24年6月12日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（28人）

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 大山利吉	20番	21番 高橋幸晴
22番 本間輝男	23番 橋本五郎	24番
25番 橋村誠	26番 佐藤孝次	27番 武田隆
28番 千葉健	29番 竹原弘治	30番 鎌田正

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	元吉峯夫
企画部長	小松辰巳	市民部長	山谷勝志
健康福祉部長	佐々木昭	農林商工部長	高橋豊幸
建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一

病院事務長 伊藤 和保 教育指導部長 小笠原 晃
生涯学習部長 佐藤 裕康 総務課長 伊藤 義之

議会事務局職員出席者

局長 佐々木 誠治 次長 竹内 徳幸
主幹 堀江 孝明 主席主査 田口 美和子
主査 佐藤 和人

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に12番石塚柏君。はい、12番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏）【登壇】 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、公共施設の更新問題につきまして質問をいたします。

この公共施設の更新問題は、議会会派のだいせんの会が政務調査費によって神奈川県秦野市に視察をしたことが原点となっております。

また、この公共施設更新問題は、背景が多岐にわたりますので、説明が多少長くなりますので、ご理解を賜りたいと思います。

我々日本人は、今、少子高齢化社会による重い負担に直面しているように感じます。今の若者たちが将来大きな負担を抱えるという問題であります。しかも現在、責任のある我々世代がその痛みを感じにくいという、厄介な課題でもあります。

社会負担が増大していく中、それを負担する世代は縮小していきます。課題には医療費、年金等があります。この公共施設の更新も、将来誰が更新費用を負担するのかという問題でもあります。しかも先送りできません。

最近、NHKがこの公共施設更新問題をシリーズで放映しております。京都市の例が放映されました。京都市で老朽化した水道管が破裂して水道水が路面に噴出し、地下の土砂がえぐられて水道管とガス管が破断しました。ガス管から出たガスは、水道管を伝って送られ、家庭で蛇口をひねったら水ではなくガスが出たという信じ難い状況をテレビが放映されたのであります。水道局の担当課長が「京都市で老朽化した水道管を更新するには莫大な予算が必要で、更新するには財政課と相談しなければなりません、すぐに結論が出るという問題でもないと思います」と、困惑した表情でインタビューに答えていたのが印象的でした。

もう一つは、東京の首都高速道路の老朽化です。首都高速道路といっても、ほとんどが橋梁で作られております。その橋梁のコンクリートが老朽化して剥離し、下の車道に落下している状況や錆びついた鉄筋がむき出しになっている様子が映像に映し出されておりました。首都高速道路の幹部は、この更新に数兆円の予算が必要になるとインタビューに答えておりました。

ところで、大仙市は昨年度より橋梁の長寿命化修繕計画に着手しております。この橋梁の長寿命化計画は、アメリカミネソタ州ミネアポリスで起きた高速道路橋崩落事故が世界各国に問題を提起したものであります。2007年8月の日本時間2日8時に、ミシシッピ川に架かる橋が突然崩落し、車両約50台が20m下の川に転落。多数の死傷者を出しました。この橋は40年前の1967年に建造され、事故当時は補修工事中でした。全米では40年以上経過した橋は約60万カ所あり、その橋梁の欠陥を全て解消するには1,880億ドル、日本円で約22兆4,000億円が必要であるとアメリカ政府は発表しております。

一方我が国では、国土交通省は橋梁の現況をこのように発表しております。現在、全国で15m以上の橋が約15万カ所あるそうです。2年後の2016年では50年以上経過した橋が2万8,400橋となります。それが橋梁全体に占める割合は20%であります。では、今から14年後はどうなっているのでしょうか。50年以上経過した橋は6万6,300橋となり、全体の47%を占めるそうです。急速に橋梁の老朽化が進んでいるのがおわかりいただけると思います。

身近なケースをお話申し上げたいと思います。今から3、4年前に本荘市の国道7号線の子吉川大橋が長期にわたって通行止めになる事態が発生しました。この原因は、トラス橋でありますので橋を吊り上げている重要な橋が腐食して破断したからです。新聞

でも大きく取り上げられ、全国のニュースにもなりました。

ところで皆さん、大仙市はどうでしょうか。現況は長さが2 m以上の橋が1, 605カ所、15 m以上の橋が230カ所あります。現在、建設してから50年以上経った橋は6カ所で、全体に占める割合は3%でしかありません。何だ少ないじゃないかと思われるかもしれませんが、20年後の平成45年には139カ所になって、橋全体の約60%を占めることとなります。架け替えなければならない橋が、あっという間に増えてしまうのであります。高度成長期に膨大な橋を建設をしたのが原因であります。この橋梁の長寿命化計画は、橋梁の一カ所一カ所を新しく工事をすることを明らかにするのが目的であります。もう一つ重要な目的があります。それは、この橋梁の更新で全体の工事費が財政にどれくらい影響を与えるのかを示すことにあります。それが明らかになるのは平成25年度末になります。

しかし、このほかに肝心の問題があります。それは、箱ものと呼ばれる公共施設の更新であります。公共施設には箱もの系の学校、庁舎、公民館、文化会館、図書館、体育館、福祉施設、市営住宅等があります。インフラ系には、橋梁、道路、上下水道があります。また、プラント系には、ごみの焼却場等があります。大仙市は8市町村が合併しておりますので、ほかの市に比べて箱ものが多くあります。

冒頭申し上げました神奈川県秦野市では、住民1人当たりの公共施設の面積が2.08㎡であります。これに対し大仙市は、1人当たりの公共施設の面積が6.24㎡であります。秦野市の約3倍です。

先程申し上げました秦野市は、全ての箱ものを維持しようとする市債の残高は2倍、公債費は1.6倍となって起債許可団体すれすれになりかねないとして、箱ものの集約に取り組んでいる真っ最中です。箱ものの面積が秦野市の3倍となっている大仙市としては、橋梁の更新を含めて、どう財政を切り盛りするのでしょうか。

問題点を明らかにするために、最初に大仙市の公共施設の現況を把握しなければなりません。公共施設の台帳は国の省庁別のフォームで台帳が別々に作られておりますので、そのままでは使えません。公共施設の更新の計画を作るには、更新計画の作成を目的とした大仙市の総合台帳が必要ではないでしょうか。そして、その台帳には公共施設の利用状況、費用対効果、更新時期の基準の明示、維持管理費の履歴について記録が必要ではないでしょうか。当局のお考えをお尋ねいたします。

2つ目は、総合的な台帳の完成時期についてであります。

箱ものの台帳は、橋梁の長寿命化計画の完成時期にあわせて整備してはいかがでしょうか。

3つ目ではありますが、橋梁の長寿命化計画で明らかになる必要な予算と箱ものの公共施設の更新に必要な予算と合算すると、どれだけ予算が必要になるのか明らかにしていただきたいと思います。

橋梁の更新を含めた公共施設の更新で大仙市の予算配分がどのように変わってくるのでしょうか。数字で市民の皆さんに説明が必要になってくると思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の公共施設更新問題についてであります。はじめに今後の公共施設更新にかかわる財政負担につきましては、庁舎・市営住宅・最終処分場・観光施設・教育施設のほか上下水道施設など、主要施設の取得年数に耐用年数を勘案し、355件、取得額にしまして878億9,200万円の施設について、将来における更新見込みを算出しております。

これによりますと、現時点で既に23施設が耐用年数を超え、平成25年度から10年間で約100施設、30年間では300施設について、何らかの修繕や改修が必要になるものと想定されております。あくまで耐用年数は税法上において課税の公平性を図るため設けられた基準として、減価償却資産が利用に耐える年数をいい、改修の必要性の判断基準に用いられるものではありませんが、これら全施設を今後も維持管理し続けることは、財源の確保の面からも困難であると考えております。

こうした状況を踏まえ、議会が設置した「公共施設運営改善等調査特別委員会」で協議検討を進めていただいております。同時に市職員による「公共施設運営改善チーム」でも、今後の公共施設の運営方策等を検討しておりますので、これらの結果に基づき、中・長期的な施設更新計画の作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全庁統一の公共施設台帳の整備についてであります。

現在において学校・住宅・道路及び橋梁台帳については、詳細情報を盛り込んだ台帳整備がなされておりますが、その他施設については各部局が所管している施設の取得日、構造や面積など基礎的な情報にとどまっており、施設更新を判断する際の情報としては不十分な状況であります。

一方で、平成19年度に実施した公共施設の実態調査の結果を踏まえ、平成20年6月に「公共施設見直し計画」を策定し、施設の統廃合や譲渡、管理運営等の見直しを進めているところであり、その実態把握のために作成された「施設管理シート」には、年度別の維持管理経費や利用状況等が記載されておりますので、これらをリンクさせ、更新にかかわる判断材料を備えた統一台帳の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設台帳の整備時期及び更新計画の策定についてであります。現在、橋梁の長寿命化計画にかかわる調査が進められ、平成25年度には計画が策定される見通しでありますので、これにあわせ公共施設台帳の整備とともに総合計画の実施計画との整合性を図りながら更新計画の策定を進めてまいります。

なお、議員がご指摘されるように、施設改修経費に多額の財政支出を要するために、福祉や医療など真に住民が支援を必要とする部門への影響が及ばないよう、平成22年度に「公共施設修繕引当基金」を設置し、今後の公共施設の改修等の財源の確保を図っております。

また、計画策定にあたっては、老朽化イコール改修ではなく、多角的な視点から各施設の必要性を検討するとともに、市民の皆様とともに十分論議を尽くし、市民サービスの低下を招くことのないよう意を配りながら施設更新計画を作成してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。石塚柏議員。

○12番（石塚 柏）【登壇】 先程申し上げましたように、私どもの会派で、この問題についてかなり関心を抱いておりますので、この後いろいろな議員から質問が続くと思います。是非議会と執行部が噛み合うようにご配慮をお願いしたいと思います。

再質問は以上で終わります。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏）【登壇】 それでは、大仙市の社会福祉法人の経営管理についてお尋ねいたします。

大仙市議会は、平成18年6月に大仙市福祉施設法人化調査特別委員会を設置し、法人化の諸問題について検討し、平成19年3月には最終報告書をまとめました。

一方当局は、平成20年2月から順次、介護保健施設・児童福祉施設の法人化を進めてきましたが、いよいよ本年は法人化の最終年度となりました。この間、様々なご苦勞があったかと思いますが、法人化された法人の経営体制づくりは順調だったのでしょう

か。特に福祉施設等特別委員会の報告書の末尾に、市の公的責任とチェック体制の構築と指導についてという付帯意見がついております。その体制づくりの進捗状況を教えてください。

また、当局は把握した社会福祉法人の経営状況について、議会に定期的に報告するものでしょうか、答弁をお願いいたします。

次に、社会福祉法人と市との連結決算に関連してお尋ねいたします。

6月4日の全員協議会の席上、総務部長より、この件について市の考えをお聞きしました。市は総務省の手引書に従った形で、出資金の比率と経営に対する関与の度合いに従って連結決算に含めるのかを判断すると説明されました。

そこでお尋ねしますが、市が直接提供する分野の予算や行政執行は、その管理について法令等ではっきりしていると思いますが、第三セクターや連結決算に含める法人など、極めて市の直営に近い事業所に対する指導・監督の関係を示していただきたいのであります。

また、連結決算に含まれない社会福祉法人や実質、市の行政サービスを代行しているような市と密接な事業所、例えば保育施設法人、介護福祉法人に対する財務の課題も含めて指導・監督はどのようになっているのか、また、議会に対する報告の関係を示していただきたいのであります。

次に、今、我が国は介護ビジネスが盛んであります。中でも新聞等でグループホームやショートステイの広告を目にするのは、日常的になりました。6月6日の秋田魁新報の記事によりますと、秋田県のショートステイ施設数が高齢者10万人当たり51.2カ所となり、全国で最多になったと報道されました。当然のことながら、この介護ビジネスの需要が旺盛なときと需要が衰退するときがあります。介護会社の経営が順調なときは良いのですが、介護者の需要が衰退するときに、その経営者は最低限のサービスの提供と安全性の確保を維持することは困難なことが予想されます。人口の予測に基づけば、早晚要介護者が介護施設の受け入れ人数を大きく下回ることは容易に想定されます。行政が介護施設の開設を抑制する指導はあり得るのか、あるいは、市場の需給調整に委ねるのか、行政の対応につきましてお尋ねいたします。

また、行政の指導があり得る場合、その根拠となる法令・規則等も、あわせてお示しください。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の社会福祉法人の経営管理についてお答え申し上げます。

はじめに、市の施設移譲の受け皿として設立された社会福祉法人の経営管理の体制につきましては、大仙ふくし会、大空大仙は、特殊な意味を持つ社会福祉法人ではありませんが、独立経営体であることから経営管理は当該法人が主体的に行っており、市は直接的な関与はしておりません。

法人における経営管理の手法としては、理事会に対する四半期毎の経営分析と報告、会計事務所に委託し、2カ月毎に実施する各施設に対する経理指導、法人監事による中間監査及び期末監査等を実施していると伺っております。第3四半期終了時点には、当該年度の決算見込みの大枠が見えてくることから、その経営状況等を勘案し、翌年度の経営方針や予算編成に反映させているとのことであります。

両法人とも、これまでのところ法人化実施計画の目標はクリアし、順調な経営を続けております。

大仙市議会が平成18年6月26日に設置した「大仙市社会福祉施設等法人化調査特別委員会」は、平成19年3月15日に最終報告書として「福祉施設等法人化調査特別委員会調査報告書」を取りまとめております。その付帯意見の中で「公的責任とチェック体制の継続」を求めています。

「公的責任」とは、施設移譲受け入れ法人の経営安定を支援し、当該利用者に対する良質かつ安定的なサービスの提供を担保することと認識しております。そのため、施設移譲受け入れ法人に対しては、平成20年度から29年度までの10年間、法人運営費、施設設備の維持補修経費等に対する補助金を交付するとともに、運転資金の無利子による貸し付けを行い、これらの法人の経営安定化を支援しております。

また、「チェック体制」、「指導・監督」に関しましては、法人から定期的に報告される経営状況報告書をもとに、財政支援の費用対効果を検証するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて法人と経営安定に向けた協議を実施しており、今後も継続的に行うこととしております。

次に、社会福祉法人等に対する指導・監督と議会に対する報告につきましては、平成25年度には県の権限である社会福祉法人監査業務が市に移譲される予定であり、市の権限として法人監査を通じて法人のコンプライアンスと適切な運営に向けて監督・督促してまいります。

市が財政支援を行っている社会福祉法人の経営状況に関しましては、平成22年及び23年第2回定例会会期中の教育福祉常任委員会審議終了後に、法人から提出された前年度決算ベースの財務三表を提出し、これをもとにご報告しております。

なお、平成23年度の経営状況につきましては、この後、別途日程を協議させていただき、報告したいと考えております。

次に、施設サービスの開設需要に対する指導につきましては、地域密着型サービスの事業所指定権限が市町村にある以外は、全て介護保険制度上の事業所指定の権限は都道府県にあります。

これまでほとんど開設を規制できなかった通所介護をはじめとする居宅サービス等は、今年度から県が指定を行う際に市町村から当該指定に関する協議を求められた場合、県はこれに応じる義務が生じ、市町村との協議内容を踏まえて指定の是非を判断し、市町村が介護保険事業計画の達成を図る上で支障になると認めた場合は、指定を拒否できる仕組みが介護保険法第70条第7項に盛り込まれ、制度化されております。

これにより、県が行う居宅サービス等の事業所指定に対しては、市町村の意見が大きな影響力を持つこととなり、市町村による実質的な総量規制が可能になるものと考えております。

市が介護保険法第78条の2第1項の規定に基づき、地域密着型サービス事業所指定を行う際には、生活圏域における当該サービスの必要性を検証した上で、介護保険者である大曲仙北広域市町村圏組合との必要財源も含めた包括的な協議を経て、指定の是非を判断することになります。

介護保険3施設と言われる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、それに介護専用居住系サービスと言われる認知症高齢者グループホーム及び介護専用特定施設につきましては、平成18年に厚生労働省の施設整備にかかわる参酌すべき標準、いわゆる「参酌標準」を示し、施設・居住系サービスの利用者数については、要介護4から5の認定者に対する割合を、平成26年度において37%以下とするとしておりました。

現在、この標準は撤廃されておりますが、想定期間が平成26年度までだったことや、これに代わる新たな基準が示されていないことから、県では、少なくとも平成26年度を最終計画年度とする第5期介護保険事業計画期間内は、参酌標準を一つの根拠として取り扱う方針であります。

しかし、これまでも参酌すべき標準であることから、実際は地域における整備の必要性や必要財源等を勘案しながら、県や保険者である大曲仙北広域市町村圏組合との合意形成を図り、それぞれが策定する介護保険事業計画及び市が策定する高齢者プランに、当該介護保険事業計画期間内における整備数量を共通項として登載して総量規制を行うこととなります。

特養指定権限にかかわる根拠法令は、介護保険法第86条1項であり、老健の開設許可にかかわる根拠法令は、同法94条であります。

総量規制につきましては、施設類型にかかわらず固定した尺度を設定することは困難であり、合理的ではなく地域の高齢者人口や要支援・要介護認定者数、介護利用者数の将来推計と現下の施設インフラの整備状況等を総合的に勘案しながら財政シミュレーションを行い、状況に応じて判断していくものと考えております。

将来的に介護サービスの供給過多は懸念されますが、現状で介護を必要としている方々の対策を優先するのか、将来の供給過多を見越して総量規制を行うのか、「供給過多」を判断するための合理的な基準がないことから、単体のサービスに固執せず、入所待機者が利用可能な他の類似サービスにシフトしたり組み合わせたりといった、利用形態に誘導する等の工夫を凝らし、負担限界に近づいていると言われている介護保険料の抑制も考慮しながら、また、将来的な供給過多の可能性も念頭に置きつつ、地域の実情に合わせた弾力的な施設整備を考えてまいります。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、12番石塚柏君。

○12番（石塚 柏）【登壇】 大変的確な答弁をいただきましてありがとうございました。

再質問でありますけれども、多少具体的になりますけれども、社会福祉法人が債務超過に陥り、破綻した場合、代表理事並びに理事の責任は無限責任でしょうか、有限責任でしょうか、お尋ねいたします。

あわせて、経営責任に対する役員の報酬の体系は、どのようになっているのでしょうか。おわかりでしたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問に対する答弁でありますけれども、いわゆるその有限責任か無限責任かということになりますと、社会福祉法人、法そのものには、はっきりした規定はありませんけれども、社団・財団等その他広域的な法人に対する規定が準用されて

いるようでありますので、無限責任というふうに私は考えております。

それから、理事長、理事の報酬の問題、この問題につきましては、いわゆる一般にはここの地域で社会福祉法人では、秋田県内ではたぶん理事長というのは報酬はもらっていないと思います。非常勤ということになると思います。ただ、決め方とすれば、社会福祉法人の定款の中で、理事または専務理事、あるいは理事長、仕事に応じての報酬を与えることができるというような解釈でありますので、定款の中で法人としてそういう決め方をすれば、理事の中でもその報酬を与えることができる。あるいは、理事長であっても報酬を得ることができるということになるのではないかというふうに解釈しております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。石塚柏君。

○12番（石塚 柏） 借金に対しては無限的に責任を負わなきゃいけないと。そして、報酬はもらえないと。ある意味では社会福祉法人の役員の方々って大変だなということを前々から薄々感じておりました。今、市長さんから正式な回答を得ましたので、これどうするかということは、今この場で簡単には結論出ないと思うんですが、1点、いろんな報奨をされますよね。世の中に貢献してくれたという人たちに対して、消防、警察云々、農業団体、市長さんから報奨をいただく、知事からいただく、いろいろあるんですが、何かこう社会福祉に関する報奨の方々ってあんまり新聞で見たことないなど。内容と報奨がちょっとギャップあり過ぎるんじゃないかなと思いますが、突然の質問で悪いですけど、その辺もし市長が感じられていることがございましたら、ちょっとお話いただけませんかでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁、いいですか。はい、市長。

○市長（栗林次美） 社会福祉法人であっても医療法人であっても、あるいは社団、その他の社会的な仕事をしている法人という、そういう性格の団体から全体の報奨的な制度については、そこの辺が民間というような感覚でしょうか、少し軽く見られているような気がいたします。制度そのものが官中心になって作られていると、そういうふうな感じはいたしますが、我々様々な意見を県から求められることがありますので、求められた場合は、そういう社会的な様々な活動に対するそれぞれの人の評価というものを正確に伝えるようにしていきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。石塚柏君。

○12番（石塚 柏） 【登壇】 それでは、歴史教育の中で大仙市の小・中学校で行われ

ている郷土の偉人教育についてお尋ねいたします。

最初に、歴史教育の中で我々も偉業を成し遂げた人物を学んだわけですが、この偉人教育の目的と期待している教育効果とは、どのようなものでしょうかお尋ねいたします。

一方、国が進めるカリキュラムにあるこの偉人教育のほかに、郷土に伝承されている郷土の優れた人物、あるいは郷土の偉人がいらっしゃるわけですが、この偉人教育は全部の学校でやっているのでしょうか、それとも一部の学校でしょうか。この郷土の偉人教育の現況はどのような状態なのかお尋ねいたします。

次に、生涯教育分野についてお尋ねいたします。

生涯教育の分野で郷土の偉人の記録をまとめているようであります。旧西仙北町、協和町、仙北町の郷土の偉人の冊子を手にすることができました。3町だけの冊子を読んでもただで感動いたしました。8つの旧市町村の全てが揃ったら、どんなに壮観なものかと思いました。大仙市全体で資料の整備をお勧めしたいのですが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、旧大曲町出身の榊田清兵衛翁の顕彰碑の補修計画についてお尋ねいたします。

現在の大仙市立大曲小学校の脇に、明治から昭和にかけて活躍した政治家、元衆議院議員榊田清兵衛翁の顕彰碑があります。この顕彰碑は、当時の町民の町債で完成したと聞いております。榊田清兵衛翁は、旧国鉄田沢湖線の開通、山形県庄内の赤川の改修工事、そして先般NHKで放映された内容によりますと、山梨県出身実業家早川徳次が海外の地下鉄の事情を知り、政府に地下鉄の建設許可を得るのに奔走している様子が放映されました。時代は大正です。その結果、早川らに建設の許可が与えられて、苦勞の末、昭和2年、東京地下鉄鉄道株式会社によって浅草から上野の2.2kmが開通したのであります。後年、早川は、榊田先生がいなかったら日本の地下鉄は生まれなかったと述懐し、その功績の大きさを賞賛されております。また、榊田清兵衛翁は旧大曲市内の人にとっては、誰もが清兵衛さんの愛称で知られる郷土の偉人でもあります。今年はその清兵衛さんの顕彰碑が建立されてから、ちょうど80年目に当たります。その榊田清兵衛翁の補修計画があると聞きました。是非知っておりましたらば、その内容をお聞かせください。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁は、三浦教育長よりお願いします。

○教育長（三浦憲一）【登壇】 質問の郷土の偉人教育について、お答え申し上げます。

はじめに、歴史教育の中の郷土の偉人教育の位置付けにつきましては、現行の小学校

学習指導要領におきましては、「地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てる」ことを目標とし、開発、教育、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の具体的事例を取り上げて指導することが規定されております。

また、本県では平成5年度から全ての学校において「ふるさと教育の推進」に取り組んでおり、その一つとして郷土の偉大な先人の生き方等を学び、ふるさとに対する自信と誇り、そして高い志を育むことなどにつきまして、各学校の実態に応じた学習活動を展開することとしております。

本年度の県の学校教育の指針には、取り上げるべき先人の例といたしまして、成田為三氏、石川理紀之助氏、齋藤憲三氏、山下太郎氏、白瀬轟氏が挙げられております。

市教育委員会といたしましては、国や県の方針等を踏まえまして、郷土の先人として学習で取り上げたい人物61名を教職員のネットワーク上に副読本として掲載し、各学校において活用できるようにしております。

主な人物といたしましては、議員が紹介されました榊田清兵衛氏をはじめ、創造花火を発案した佐藤勲氏、ツツガムシ病の研究をされた寺邑政徳氏、松倉堰を開発した今野加賀氏・重右エ門氏、八乙女公園づくりを行った高橋竹治氏、仙北病院を創業した八嶋竹治氏、日本酒造りの伊藤恭之助氏、病院・図書館を創設した池田文太郎氏、払田の柵跡を発見した後藤宙外氏、田沢疎水事業を行った戸澤七太郎氏、慈善活動・読み書き指導を行った高貝源十郎氏、新聞記者の赤川菊村氏、明德館教授の高垣重明氏などでございます。

各校では、「郷土を開く」や「郷土の発展」などの単元を設定して学習しております。例えば、古四王神社ゆかりの田口松圃氏しょうほや秋田県初の文学博士である根本通明氏つうめい、石油試掘事業を行った小西伝助氏、ドンパン節のいわゆる円満造氏えんまんぞう（高橋市蔵氏いちぞうであります）、法隆寺金堂壁画を模写した鈴木空如氏などの先人を取り上げ、地域の実態に応じて、子供たちが興味・関心を持って学習できるように工夫し、学習指導要領や県のふるさと教育の趣旨に沿った学習を展開しているところでございます。

これらの学習を基礎といたしまして、小学校高学年及び中学校では、国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物に対する興味・関心を育て、それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて、時代的背景と関連付けて考察させるとともに、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づきまして、政治及び宗教に

関しましては、特に慎重に配慮して指導に努めているところでございます。

次に、旧市町村における郷土の偉人の記録と偉人教育や生涯学習の教材として一定の整備の必要性についてでございますが、郷土の偉人の記録につきましては、合併前の市町村の市町村史や郷土史の中で取り上げられております。

その扱いは、人物毎に章立てしているものや産業・教育等の分野別の記録の中に人物名が登場しているものなど、様々であります。

また、旧市町村によりましては、先人・偉人を改めてまとめた冊子を作成しているところもございます。例えば、旧南外村では「郷土の先人」として昭和60年にまとめておりますし、旧太田町では「ふるさとシリーズ」として偉人に限らず歴史や行事をまとめたものがございます。このほかに大曲市仙北郡校長会が「先人の歩み」4巻を編集発行しております。昭和45年に着手してから11年をかけた、107名の先人を紹介しており、次いで昭和62年には大曲市教育研究所が「この道この人」を発刊いたしまして、12名を紹介しております。これらは合併前の市町村の先人・偉人のほとんどを網羅しているものととらえております。

なお、地域によりましては、公民館で「郷土かるた」を作ったり、紙芝居などをしたり、工夫しながら先人の功績を伝える努力をしております。

これらの資料は、公民館、図書館、学校図書館などにありますので、随時利用できるようになっており、先輩たちがまとめてくださった資料を、あらゆる場面に有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、榊田清兵衛翁碑の補修計画についてでございます。

榊田氏の功績につきましては、議員のご指摘のとおりでございます。榊田氏のこの地域への貢献といたしましては、国立種馬所の神宮寺への誘致に加えて、秋田市八橋にあった秋田農業学校（現大曲農業高等学校）の移転にも大きく尽力されております。

榊田氏の功績を偲ぶ人々が故人の功労表彰の記念碑を現在の大曲小学校敷地隣に建立いたしました。現在80年を経て、手すりなど相当傷みが見えております。

定期的に環境整備を行ってくださっている大曲史談会の皆さんからは、以前は記念碑の前で大曲小学校の子供たちが学級写真を撮ったものだというふうに伺っております。

また、史談会の皆さんは、手すりの修復を中心に、記念碑を往時の姿に戻し、さらには碑文の内容を紹介する説明を記念碑の前に設置することや駐車場の入り口付近に記念碑の案内表示を設けるなどの構想を考えていたとも伺っております。

市といたしましても、榊田氏の偉大なる功績を顕彰する観点から、記念碑の補修と碑文解説板の設置を支援し、今後の維持管理等につきましては、史談会や関係者の方々にご協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、石塚柏君。

○12番（石塚 柏）【登壇】 いろいろ丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。私の再質問は、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田 正） これにて12番石塚柏君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時5分に再開いたします。

午前10時55分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、9番小松栄治君。はい、9番。

1番の項目について質問を許します。

○9番（小松栄治）【登壇】 皆さん、おはようございます。新政会の小松栄治です。

今日は、本年度第2回定例会ということで、一般質問の発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。昨年、一昨年と合わせて今回で3回目の質問であり、まだまだわからないことがあると思いますので、どうか寛容な気持ちでお願い申し上げたいと思います。

さて、世界の経済は、ギリシャの債務危機より発生し、欧州連合（EU）まで波及し、また、アメリカの経済も先行き不安であり、市場の動揺は社会規模に広がっております。

日本と申しますと、昨年の大地震と大津波、そして原発とあわせて、政治もいまや社会保障と税の一体改革と被災地の復興等などで先行き不透明であります。

そこで、秋田県、大仙市と申しますと、被災地よりのがれきの処分を一早く受け入れるとともに、被災地への復興に向かったの支援と、それによる経済の向上や雇用の促進など、また、駅前再開発事業による大曲の活性化を行おうとしております。

栗林市政は8年目を迎え、その中で一年一年の市政方針を掲げ実行し、また、長期にわたっての施策を計画し行おうとしておりますが、まだまだ程遠い感じがいたします。

そこで私は6つの事項について発言をいたしますが、その中身の中で幾つかは提言や

要望も含まれておりますので、栗林市長はじめ部長方々の建設的なご答弁をお願い申し上げます。

まずはじめに、大仙市の未利用の土地と建物と貸し付け等についてであります。昨年と一昨年と合わせて3回目の同じ質問でございますので、よろしくお願い申し上げます。

1つ目といたしまして、未利用の土地と建物は、今後どのように利活用するのか。また、現在の未利用の土地と建物は、どのような方法で貸し付け、もしくは売却するのか、お伺いいたします。

2つ目といたしまして、現在、市では土地及び建物の有償貸付や無償貸付は何件ありますか、その総面積と有償貸付の金額はどれくらいですか。さらに今後、有償・無償に貸し付けしております土地・建物は、売却していかれるものなのかお伺いいたします。

3つ目といたしまして、未利用地の土地・建物と貸し付けについて、貸している土地と建物についてであります。昨年の6月に65件の売却可能な物件があります。そして、市の土地・建物を包括的に販売促進を図るため、財産処分推進委員会を立ち上げ、12名によるプロジェクトチームによる価格設定や販売方法を具体的に検討し、また、宅建との協定締結し、その上、売却可能な資産の一覧表を作成し、優先順位をつけて順次売却するとしておりますが、一年間に何件売却したり貸し付けしておりますか。また、何に利活用されたのか、その成果はどうだったでしょうか、お伺いいたします。

4つ目といたしまして、今年4月に南外・神岡・西仙北それぞれの地区の小・中学校が統合されましたが、残された土地と建物はどのように利活用、または貸し付け、売却されるものなのか、お伺いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 小松栄治議員の質問にお答え申し上げます。

質問の未利用の土地と建物についてであります。基本的には売却する方針で進めております。

土地・建物の貸し付けにつきましては、当該物件の借受希望者があった段階で随時対応することとしております。また、売却につきましては、土地の境界確認や確定測量が整った物件から、順次、市のホームページや市広報に公告を掲載し、入札により売却しております。

さらに、公売できなかった物件につきましては、秋田県宅地建物取引業協会に対し、情報提供も含め、買取希望者の斡旋の依頼をしているところであります。

次に、土地及び建物の貸付状況であります。平成24年度（平成24年4月1日現在）における土地の貸付面積は96万842㎡であり、有償貸付は105件、無償貸付は116件、貸付金額は2,101万円となっております。

また、建物の貸付面積は5,165㎡であり、有償貸付は3件、無償貸付は10件、貸付金額は60万円となっております。

なお、現在貸し付けている土地及び建物につきましては、使用者に対し更新時期の1年前に事前協議をしておりますので、今後も売却を含めた協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の土地の売却件数は17件で、売却後の用途については住宅用地や福祉施設用地等となっております。

また、平成24年度に新たに貸し付けした件数は3件であり、その用途については、自治会館の用地となっております。

次に、今年4月に統合となった小・中学校のうち、地域協議会の提言や地域住民からの要望があった神岡地域の旧北神小学校は、マーチングバンドや吹奏楽団などの音楽関係者の練習場として、南外地域の旧南外西小学校は、地域協議会の提言を受け生涯スポーツの場として、それぞれ利活用することとなっております。

また、西仙北地域においては、旧土川小学校は教育委員会の備品保管施設としており、旧西仙北西中学校の一部については、新規就農者研修施設とする計画であります。旧双葉小学校及び旧大沢郷小学校の2施設の利活用については、今まで民間団体などから数件問い合わせがありましたが、今後、地域協議会の意見も参考にしながら、早期に利活用の方向を決定してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。

○9番（小松栄治） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。小松栄治君。

○9番（小松栄治） 【登壇】 次に、2の発言事項の大仙市の産業の創出と雇用についてであります。日本の経済及び秋田県におかれましても、人口減と少子高齢化、さらには企業誘致も大変な状況であり、その中で大仙市内の商店をはじめ中小零細企業者の減少と商店街のシャッター通りの多さだけが目につく現状であります。

そこで、1つ目といたしまして、企業誘致及び県内外よりのベンチャー企業の創出と既存企業（これは商工業者も含みますが）への支援とあわせ、大仙市独自の産業の創出と雇用の拡大についてお伺いいたします。

2つ目といたしまして、産業の振興により雇用の創出がなされますが、市ではどのような施策をされていかれるものなのかお伺いいたします。

3つ目といたしまして、大仙市では産学官連携事業で、どのような事業を計画し、創出されようとして実施されたのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の市の産業の創出と雇用についてお答え申し上げます。

はじめに、市独自の産業の創出と雇用の拡大につきましては、これまで市では新規誘致に向けて首都圏企業の訪問やネットワークづくりを図る市首都圏企業懇話会などの事業を実施しているほか、県主催の東京、名古屋、大阪でのリッチセミナー及び誘致済みの企業懇談会への参加、市から職員を派遣している東京の県企業立地事務所との合同企業訪問などを通じて、情報収集と市の支援制度のPRに努めているところであります。

新たに起業創出に対する支援では、これまでの市の支援制度とあわせて、県及びあきた企業活性化センターの創業支援制度の情報提供や様々な支援制度に関する相談などに対応しているところであります。

既存企業への支援では、地元企業の訪問や大仙市企業連絡協議会事業を通して、各社の操業状況及び市に対する要望等の把握と市施策の周知に努めているところであります。

またさらに、市のマル仙制度を拡充するなど、商工事業者や各企業の経営を支援しております。

また、雇用の拡大においては、緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用した市の直接雇用及び委託雇用を実施しているほか、雇用助成金制度の拡充により雇用の確保に取り組んでおります。

なお、企業の新分野参入や新製品の開発に対しては、今年度、あきた企業活性化センターの補助制度である「あきた企業応援ファンド」に市として追加する補助する「企業新事業展開応援事業」を創設しており、産業の創出・振興及び雇用の維持・拡大につながることを期待しております。

次に、雇用の創出施策につきましては、先に述べました雇用対策事業のほか、就労支援として若年未就職者に対する就職支援セミナー、資格取得を目指す求職者を対象とし

た技能教育チャレンジ事業、在職者の職業技術向上を図る職業スキルアップ事業など各種事業を継続的に実施しており、企業の求める人材の育成に努めております。

将来的な雇用創出に向けては、県・市町村・関連企業等で作る「あきた自動車関連産業振興協議会」に本市も参画し、自動車産業の東北集積を機に、部品の現地調達の動きに関する情報を的確に入手し、雇用創出に結びつく市の施策の検討に活かしてまいります。

次に、産学官連携事業につきましては、平成22年5月、秋田大学との連携協定を機に、大仙市企業連絡協議会事業の中で分科会を立ち上げ、これまで5回の活動の中で各企業の技術や資源について相互に認識を深めるとともに、秋田大学産学連携推進機構との話し合いも重ねてまいりました。今後、具体的な共同研究や製品開発の実現に向けて、引き続きこの活動を継続させ、市として企業と大学との橋渡し役を務めてまいります。

個別の企業の動きといたしましては、エーピーアイ株式会社の歩行環境シミュレーターが挙げられますが、これは秋田大学との共同開発を経て製品化されたものであり、現在も改良に向けての研究が進められていると伺っております。

また、注目されております新エネルギー分野では、小水力発電プロジェクトについて、県・大仙仙北2市1町・大学・経済界が共同で進めており、市内企業も参画するなど、産学官一体となって取り組み始めている事例もあります。

さらに、大仙市商工会がこれまで取り組んできた連携事業の実績もあることから、今後、市内商工団体との情報交換を進めてまいります。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○9番（小松栄治） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（小松栄治）【登壇】 次に、3つ目の事項の自然エネルギーの導入と、その普及と利用についてであります。いまや国・県、企業におかれましては、自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発と建設がなされてきており、それによってエネルギーが確保されると同時に供給され利用されております。これからのエネルギーは、原発に頼らない、そして災害時の電力の確保と供給のためには、再生可能エネルギーが必要であります。県内の再生可能エネルギーが設置され、そして使用されておりますのが太陽光パネル使用の公的施設の遊学舎、由利工業、横手清陵学園など、また、一般住宅などにも多く使用されております。大仙市でも大沢郷宿の雄清水に小水力発電が設置され稼働して

おります。

そこで、1つ目といたしまして、大仙市内の公共施設、医療機関、一般住宅などへの太陽光発電をはじめ自然エネルギー、再生可能エネルギーの導入と普及及び支援等はどれくらいなのか、お伺いいたします。

ちなみに、秋田市では6月定例会に再生可能エネルギー導入に1億円余りを予算の中に盛り込んでおり、土崎中学校に太陽光パネル、蓄電池、ソーラー式（LED）を市民サービスセンターなどの施設にも設置をし、国からの交付金を原資にした県基金を活用し、平成15年まで9億9,000万円を見込んで災害時の大規模停電に備え、再生可能エネルギーの導入をし、電力を確保していくとしております。

我が大仙市では、公共施設、企業、民間、医療機関等への太陽光発電システムの助成につきましては、国・県の制度の内容を検討し前向きに取り組むとしておりましたが、今後、再生可能エネルギーの導入と普及を行っていかれるのか、その計画と見通しをお伺いいたします。

大規模太陽光発電所（メガソーラー）を東北電力が宮城県七ヶ浜町に建設いたしました。仙台太陽光発電所が5月25日に営業運転を始めました。出力は2,000kWで東北最大であります。また、東光電気工事が岩手県洋野町に出力1万kW規模のメガソーラーを2013年12月に稼働を目指すとしております。そして、町有地の2カ所で15haの土地にパネル4万枚を設置し、変電所、送電線を整備いたし、事業費は35億円が見込まれておるとのことです。県内でも、トワダソーラーがメガソーラーの参入を検討しておるとのことです。

そこで、昨年よりソフトバンクは自然エネルギー協議会を設置し、県と共同でメガソーラーを建設するとしておりましたが、その場所の候補地等はどうなっておられるのでしょうかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の自然エネルギーの導入と、その普及及び利用についてお答え申し上げます。

はじめに、市内の再生可能エネルギーの導入状況と普及及び支援につきましては、東北電力によると本年3月末現在の東曲営業所管内の太陽光発電設備等の設置件数は、一般家庭において424件であり、管内の総電力使用量の約1%程度の発電量となっております。

ります。

また、再生可能エネルギーの導入支援につきましては、市の住宅リフォーム支援事業において、平成22年度の制度開始から本年5月末現在までに25件の太陽光発電システム設置工事に対し約680万円の補助金を交付しております。

県の住宅用太陽光発電システム普及支援事業においては、大仙市内の申請件数が平成23年度は46件となっております。

市では、今後も引き続き国・県の補助制度及び市の住宅リフォーム支援制度について、広報等でPRすることにより、再生可能エネルギーの導入の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設等への再生可能エネルギー導入につきましては、県が昨年度創設した「秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金」を活用した事業について検討しているところであります。

同基金は、県や市の地域防災計画に位置付けられている避難所、防災拠点施設及び災害時における市民生活等に必要不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設等について、再生可能エネルギー等の導入をするものであり、大仙市においては平成27年度までに約4億8,700万円の事業費を見込んでおります。

市では現在、西仙北地域の温泉施設ユメリアを災害時等の避難所施設として、大規模停電時における照明機能及び空調機能等の維持を目的に、太陽光発電システムと温泉排熱等を利用したヒートポンプ設置を平成25年度に計画しており、本年9月定例会において実施設計費の補正予算を提出する予定であります。

なお、同基金を活用したその他の事業につきましては、今年度予定している大仙市地域防災計画の見直しを踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるために、導入する施設及び設備内容について検討しているところであります。

次に、自然エネルギー協議会につきましては、本年4月5日現在、36の道府県が会員として参加しており、自然エネルギーの普及・拡大を目指し、国に対して規制緩和等の要望活動を行っているところでありますが、現在、ソフトバンクと県との共同での大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの建設予定地はないと伺っております。

なお、秋田県ではメガソーラーの事業展開を支援するため、県内の自治体等が所有する24カ所の提供可能用地について紹介するガイドブックを作成し、参入を検討している事業者等に情報提供を行っております。大仙市では、西仙北地域の柏台草地24.7

h a を提供可能用地として掲載しており、事業者等からの数件の問い合わせを受けているところでもあります。

以上であります。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、小松議員。

○9番（小松栄治）【登壇】 再質問は要望と検討のことですけれども、要望とあわせてのことですけれども、小水力発電については先に述べておりますが、本格的な導入とあわせて再成可能エネルギーの研究創出委員会のプロジェクトチームを設置し、エネルギーの確保とする必要があると思われませんが、これいかがでしょうかという要望でございますけれども、プロジェクトチームを作っていただきたいということは、一つの課ではできないような感じがいたします。小水力となれば市民課、または農林部のところになりますし、太陽光であれば、学校であれば教育委員会ということになりますので、どうかということでも要望でございますけれども、よろしく申し上げます。

あわせて、先程市長からも答弁ありましたけれども、小水力発電は一年中、水が切れずに流れていることと水量も一定していることなどが条件であります。ちなみに先程話したとおり温泉の排湯を利用するとか、土地改良区の田沢第一・第二疎水の流水を利用するとか、また、温泉の地熱を利用するバイナリー発電というものもありますし、いわゆる上下水道の流水を利用するとか、いろいろな考えありますので、ひとつそこら辺を検討して取り入れてくださるようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 小松議員、答弁はいいですか。要望ですか。

○9番（小松栄治） はい。

○議長（鎌田 正） 市長、要望だそうですので、よろしく申し上げます。答弁はいいそうですね。要望ですけれども、市長、これについて何か答えることがありますか。要望ですけれども。それでは、要望ですので、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

次に、4番の項目について質問を許します。小松栄治君。

○9番（小松栄治）【登壇】 発言事項の4つ目の大仙市の観光についてであります。県では本年度より観光文化スポーツ部を新設いたしまして、国内外より交流人口を呼び込み、地域活性化を図るとしております。

一方、国を挙げて行うのはもちろんですが、東京都が2020年にオリンピックの招致の第1次選考に5月23日に書類審査を通過しております。

スポーツはもちろん、観光、そして経済と雇用、日本の再生がなされ、活性化に結び

つく、日本全体が豊かになることを願っておりますが、そこで1つ目といたしまして、大仙市では観光事業で大きく行われておるのが大曲の花火や旧市町村で行っております伝統事業や文化、そして各観光施設への見学などであります。県内外及び海外より大仙市内の観光施設への観光客が入ってきますが、その観光施設のルートや主な観光施設の指定と大仙市の観光マップとあわせ滞在地の指定はどうなっておりますか、お伺いたします。

2つ目といたしまして、現在の施設や滞在地及び宿泊地との連携や連絡、そして協議等についてはどのようになっておられるのか、また、どのようにしていかれるのか、さらに、大仙市内の観光施設へ観光客が足を運んできてもらえる施策が必要であります、お伺いたします。

3つ目といたしまして、大曲の花火や重要無形文化財、国指定文化財、その地域の文化財伝統芸能と文化施設、食や芸能、芸術など、大仙市の財産を観光に結びつけるための取り組みや、それらによって観光のための誘客を増やす施策をお伺いたします。

4つ目といたしまして、東北観光博が今年3月よりプレデスティネーションキャンペーンが始まっており、今年の秋田県のプレデスキャンと呼びますので、よろしくお願いたします。プレデスキャンは10月・11月・12月であります。来年の25年は本番のデスキャンは10月・11月・12月であります、大仙市は北秋田市、仙北地域（田沢湖・角館地区）のゾーンの中のエリア内になりますが、東北博の開催地により、大仙市の役割とかかわり方、さらには宣伝や観光施設への観光客への受け入れ態勢はどのようになっておられるのか、また、市内の観光施設、宿泊地、関係事業所、観光協会、各商工会、商工会議所等、全てに観光にかかわる事業者などの協議、連絡、協力態勢はどのようになっておられるのか。なお、ゾーンの運営協議会が3月12日に行われたのを聞き及んでおりますが、内容についてお伺いたします。よろしくお願いたします。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の大仙市の観光についてお答え申し上げます。

はじめに、観光施設の指定と滞在地の指定につきましては、現在、観光ガイドブックや市のホームページ等で市内を地域毎に自然や体験、宿・温泉などのカテゴリ別に案内するとともに、観光情報センターにおいては、お客様の要望に応えた施設や宿泊地を紹介しておりますが、市としては特に宿泊地及び滞在地等の指定にはかかわっていない状況です。

次に、宿泊地や滞在地との連携等につきましては、旅館ホテル生活衛生協働組合が主体となって受け入れを行っているほか、県の観光協会・物産協会、各種観光団体等と連携を図り、誘客に努めております。

また、本市には一本化した独自の観光推進組織がないため、これまでの地域の活動に配慮しながら、今後、観光協会・物産協会の統合に向け、協議を進めていくこととしております。各地域が連携した交流型の観光スタイルの振興や観光振興のための情報収集・分析に努めるとともに、効率的な観光情報の提供や観光客の利便性を図ることが可能になるものと考えております。

また、新たな観光ルートを開発し、観光客へのおもてなしの精神で対応するなど、受け入れ態勢の整備を行うこととしております。

次に、文化財などの本市の財産を観光に結びつける取り組みにつきましては、本市には国宝の「線刻千手観音等鏡像」、国指定史跡「払田柵跡」、国指定名勝「旧池田氏庭園」や「刈和野の大綱引き」、あるいは「唐松神社」など有形・無形の県及び市指定の文化財が数多く残っております。

また、鈴木空如作品群などは、調査・研究を行い、関係機関との連携や専門家の意見を取り入れ、保存を第一としながらも企画展の開催など積極的に文化財の公開を行っているところであります。

今後も企画展や研修会、文化財めぐり、旧池田氏庭園の公開などについて、タイムリーに情報を発信して全国に誇れる文化財を有機的に結びつけ、観光エージェント等への周知を図り、観光的活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、3月から始まっている東北観光博への市の対応につきましては、本市のほか仙北市・美郷町・北秋田市・上小阿仁村とあわせた秘湯と武家屋敷、そして花火、水・秘境「田沢湖・角館ゾーン」という一つのエリアとして各市町村の行政及び観光関係団体等と連携しながら、ゾーンの運営協議会を設立しております。

誘客活動の具体的な事業としては、観光博ポータルサイトの活用、公式ガイドブックの発行、様々な特典がついている観光博パスポートの発行、首都圏への広報活動などを強化するため旅行エージェントへ着地型商品の企画・素材の提供を行っております。

次に、秋田デスティネーションキャンペーンにつきましては、県と各市町村、観光関係団体、民間事業者等とJRグループが連携し、旅行会社や協賛会社などとの強固な協力体制のもと、観光キャンペーンを推進する組織として推進協議会を本年2月に設立し

ております。

本協議会では、本年度開催されるプレデスティネーションキャンペーン用のイベントガイドブック作成やポスターなど各種宣伝物の制作、情報提供や全県規模のイベント、首都圏等での観光キャンペーンにも積極的に参加し、当市の魅力を大いにPRし、誘客につなげてまいりたいと考えております。

なお、本年本番となる秋田デスティネーションキャンペーンは、推進協議会で協議・検討を行い、戦略的に観光の推進を図っていくこととしております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。

○9番（小松栄治） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、5番の項目について質問を許します。小松栄治君。

○9番（小松栄治） 【登壇】 発言事項の5つ目の農業のあり方、方向性についてであります。その中の1つ目といたしまして、大仙市内の土地改良区は今後、統廃合を進めていかれるものなのか、そうであるとすれば、その計画等についてお伺いいたします。

なお、22年の6月に同じ質問をいたしたときの答弁は、統合を進めていくとのことでしたが、それから2年間経過いたしました。15ありました土地改良区が幾つ統合なされたか、今は幾つになっておられますか、お伺いいたします。

土地改良区の経営、または農地の基盤整備事業は、どのように進んでおられるのか、今後の見通し、計画はどのようになっておられるのかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、大仙市では木材利用方針を作成いたしまして、公共施設への木造化を推進しておりますが、今年度、国よりの補助金は幾ら受けられておりますか。また、大仙市内の今年度に木造が使われております予定の公共施設は何箇所ですか。なお、金額は幾らなのか、あわせて今後の公共施設への木造の使用にあたっての計画等についてお伺いいたします。

3つ目といたしまして、秋田市に先般、大型製材工場が建設なされ、7月より本格稼働されようとしておられますが、大仙市より大型製材工場への投資は幾らだったでしょうか。あわせて、お金以外の支援についてと大仙市として大型製材工場へのかかわり方についてお伺いいたします。

なお、大仙市内より大型製材工場への木材の供給は、今後どれくらいの石数と金額が見込まれますかお伺いいたします。

4つ目といたしまして、国では森林・林業基本計画が決定され、路網整備等再生ブ

ランの予算が組まれておりますが、大仙市では森林再生に向けた事業及びその方針についてお伺いいたします。

5つ目といたしまして、被災地では復興による木造住宅の建設がなされ、木材の需要も多くなることから、県でも民間木材業者や建設業者などへ運搬費の一部助成、これは被災地と首都圏も含めておるようです。また、被災地での営業所開設など、県産材の需要拡大に向けた活動に補助を出し、支援していくとあります。大仙市では被災地への木造の供給に対しまして、支援と助成や補助、または被災地での県内の事業者が木造関係事業などを行おうとする場合に、支援等などどのような取り組みをしていかれるものなのかお伺いいたします。

以上、5つよろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 5番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の農林業のあり方と方向についてお答え申し上げます。

はじめに、土地改良区の統廃合と、その計画につきましては、大仙市管内においても合併前、旧8市町村24の土地改良区のうち6土地改良区が2つに統合、5土地改良区の吸収合併など、維持経費の削減、農業者負担の軽減を目的に統合と再編が進みました。これにより500ha以下の小規模土地改良区の割合が減少し、水系単位の広域土地改良区への統合が進み、平成18年には15の土地改良区に統合・再編され、現在に至っております。平成18年度以降につきましては、賦課金の取り扱い等、土地改良区個々の事情により具体的に統合や再編は進んでいないのが実情であります。

今後の計画につきましては、仙北地域振興局が主体となり、西仙北地域、協和地域で平成22年に設立された「大仙市西部地区土地改良区統合整備研究会」が平成25年度の「統合整備推進協議会」への移行を目標に、組織の再編整備、運営基盤の強化等について協議を重ねております。また、東部地区では、仙北平野土地改良区や田沢疎水土地改良区など大規模な水系単位の土地改良区を中核として「統合整備を進める打合会」が大仙市、美郷町の関係13土地改良区参加のもと、本年3月に開催されており、いずれも近い将来の統合と再編に向け、土地改良区が主体となり活動を展開しております。

市といたしましても本年度から土地改良区のない地域の隣接土地改良区への編入を支援するため「土地改良団体統合推進助成事業」の補助金制度を新たに創設し、土地改良区のない地域の解消に取り組んでおります。

土地改良区の広域的統合がさらなる維持管理コストの削減や様々な組合員ニーズへの

対応などが可能となることから、県の「土地改良区統合整備促進事業」の補助金制度を活用するなど、関係機関との連携を図りながら統合を支援してまいりたいと考えております。

土地改良区の経営につきましては、土地改良区の主な財源は組合員の賦課金であり、長く続く生産調整や米価の低迷などの影響で、特に小規模な土地改良区においては十分な事業実施ができないところもあると伺っております。

農地の基盤整備の今後の見通し、計画につきましては、大仙市管内では現在、西仙北地域の強首地区、本年度採択の中仙中央地区など12地区で圃場整備事業が実施されておりますが、本市の圃場整備率は68%と県平均に対し10ポイント余り下回っております。未整備圃場は農作業や経営の効率化、担い手等への農地の利用集積などを進めるには支障となっており、農業を基幹産業としている本市といたしましては、平成30年度末までには整備率の目標を76%に見直し、今後、整備計画があります16地区について実施計画に基づき計画的に事業採択されるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の木造化推進につきましては、本市では子供や高齢者にやさしい木材の利用に、より積極的に取り組むため、平成22年10月1日に施行された国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、平成24年1月に「大仙市木材利用促進基本方針」及び「大仙市木材利用行動計画」を策定しております。

具体的な取り組みとしては、本年度は社会福祉法人が事業主体となる大曲南保育園の改築を木造で計画しておりますが、今回は厚生労働省所管の「安心子ども基金」の補助採択を受け、事業実施の運びとなる予定であります。

今後の公共施設への木造化計画として、社会福祉法人が事業主体となる協和地域の特別養護老人ホーム峰山荘の改築にかかわる基本設計業務が予定されているほか、大曲通町地区市街地再開発事業の南街区に建設予定の児童福祉施設棟などについても、木造によって建築する計画となっております。

このほか、今後、市が計画している放課後児童クラブ施設など、比較的規模が小さい公共施設についても、市民から木のぬくもりに親しんでもらえるよう木造化や木質化に向け積極的な取り組みを考えており、国からの補助金確保のため本年1月に私自身が直接、林野庁長官に要望もしておりますが、国の制度的な予算対応は残念ながら非常に不十分でありましたので、引き続き機会あるたびにこの予算を活用してまいりたいと思っておりますので、要望活動を繰り返してみたいと思っております。

次に、大型製材工場につきましては、昨日、大型製材工場竣工式、そして工場見学会がありまして、私、そして鎌田議長を含め関係の議員の皆さんが出席しております。

この秋田スギ大型製材工場につきましては、事業主体である秋田製材協同組合に「大仙市秋田スギ大規模製材工場建設事業費補助金」として、平成23年度に4,652万1千円を交付しております。

製材工場とのかかわりにつきましては、秋田市河辺地区の工場建設地、七曲工業団地ではありますが、大仙市として雄物川流域に隣接する経済圏であり、秋田杉資源を基盤として素材の生産、集荷集積、流通拠点として密接なかかわり合いを持つ地域であります。特に大仙市からの雇用は、新規社員として採用が14名、協和地域における秋田木材株式会社からの移行社員が6名、合わせて20名が雇用されております。雇用促進の観点からも大いに効果があるものと考えております。

また、県の主導により本市のほか、県、秋田市、県内金融機関などで構成する「大規模製材工場経営アドバイザー会議」が設置されており、関係機関が一体となって適切な経営アドバイスを行いながら大型製材工場の円滑な本格稼働について支援をしてまいりたいと思います。

大仙市内から大型製材工場への木材の供給につきましては、協同組合の原木仕入れ計画によりますと、年間2万5,000m³、石高にして9万石を予定しており、原木仕入れ金額につきましては2億8,780万円ほどと伺っております。

次に、大仙市の森林再生に向けた事業及びその方針についてであります。国では林野庁が示した「森林・林業再生プラン」に基づいて、平成23年度から関係各事業が実施されております。

具体的には、路網の整備、搬出間伐、施業集約化等を軸とした効率的かつ安定的な林業経営づくりの推進、林業の再生を通じた国土の保全、地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の持続的発揮を進めるというものであります。

市では、国庫補助事業の「美しい森林づくり基礎整備交付金事業」や「森林整備地域活動支援交付金事業」、市単独であります「間伐等推進対策事業」など、間伐をはじめとする保育の推進、また、昨年度から実施している「未利用広葉樹資源活用支援事業」など、広葉樹林の更新を図っていく事業等を積極的に展開し、本市の広大な森林資源であります民有林3万4,800haの森林整備を推進し、安定した木材供給の確立に努めてまいります。

また、路網の整備につきましては、協和地域の県営林道前沢線開設事業や今年度から実施します西仙北地域の県営林道専用道中沢中長根線開設事業、また、市内全域を対象とする作業道開設補助事業などの事業により、林業生産基盤の整備を図ってまいります。

次に、被災地への木材供給に対しての支援につきましては、県では東日本大震災の被災地で住宅建築など復興需要が増大することを見据え、県外に木材を供給する企業を支援するため、県内企業の木材の運搬費、被災地への営業拠点開設費などを助成することとあります。

今後、被災地での住宅建築などの需要が増大し、木材の需要が高まることが予想されますが、大型製材工場の建設計画は当初より全国的な木材需要に対応できる事業展開するための施設であり、これに対し県及び秋田市と本市が支援した木材製品の増産や材料の原木供給の拡大、さらには雇用促進につながっていくものと期待しているものであります。

現在、被災地への木材供給や木材関連事業に対しての支援につきましては、具体的な計画は持っておりませんが、県の支援事業の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○9番（小松栄治） ありません。

○議長（鎌田 正） 申し上げます。ただいま一般質問の途中でございますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。9番小松栄治君。

6番の項目について質問を許します。

○9番（小松栄治）【登壇】 次に、6つ目の発言事項であります大仙市の入札についてをお伺いいたします。

1つ目といたしまして、現在、国及び県におかれましてはもちろんのこと、大仙市での入札関係の仕事の量は、市町村の合併後、年々少なくなってきております。そうした中で大仙市でも国・県からの予算の確保などに大変苦慮しておられますし、また、民間

の事業者も生き残りをかけて仕事を確保することに頑張っておられるのが現状であります。

さて、市の入札制度の指名基準の中で、適正な競争性を確保する、または予定価格に応じた等級に格付けされた者全部を当該指名競争入札の参加者として指名をするということではありますが、ただし書きに「特別な技術や工事、工程もしくは業務の内容が格付けされた能力でできないと思われる場合には、この限りでない」とあります。その見分け方についてと、またその工事の難易度についての見分け方など、そのほかどのような指名方法で行うものなのかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、入札の選定方法であります。一般競争入札、条付付き一般競争入札、総合落札方式、指名競争入札、プロポーザル方式、紙入札、電子入札などがあります。工事の種類、金額、そのほかいろいろな条件によって違いがありますが、その選定の仕方と入札の分け方の方法をお伺いいたします。

3つ目といたしまして、市長は市全般の仕事はもちろんのこと、国・県、そして地域のことなど日夜大変忙しいこととあわせ、責任の重大なことを感じておられると思います。市長は発注者として業者の選定、入札の決定、工事の完成、引き渡し、その後の管理まで全てにわたっての全責任があると思います。入札契約資格等審査委員会と市長のかかわり方についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 6番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長より申し上げます。

○副市長（久米正雄）【登壇】 質問の大仙市の入札についてお答え申し上げます。

はじめに、指名基準のただし書き部分についてであります。大仙市の「入札契約資格等審査実施要綱」は、秋田県の「指名の基準に関する運用基準」を準用しており、その中で特別な技術を要する工事については、橋梁上部工事、農業集落排水処理施設機械設備など、技術的に高度かつ難易度が高い工事が該当となっております。

次に、指名方法につきましては、最近の例では平成22年度に中仙4号線館ノ内北川橋橋梁上部工事の発注の際には、国や県が発注した公共工事の内容をデータベース化した工事实績情報システム「コリンズ（Construction Records Informetion System）」、これを活用しまして同種工事の施工実績や営業所の所在地などを調査した上で指名競争入札を実施したところであります。

また、平成23年度には、角間川地区の農業集落排水施設の機械設備工事を発注しておりまして、その際にも同様の調査をした上で、条件付きの一般競争入札を実施したと

ころであります。

次に、入札の選定の仕方と入札の分け方についてお答え申し上げます。

入札方式の一般競争入札につきましては、政府調達協定、いわゆるWTO協定ですが、これに基づき、秋田県や政令指定都市が19億4,000万円以上の工事を発注する場合が対象ですので、大仙市では該当いたしません。

現在、大仙市で実施している方式は、入札参加資格を工事・コンサルタント毎に定めて公告する「条件付き一般競争入札」を原則としております。このほか、工事における価格評価点と価格以外の要素である技術評価点を合計した総合評価点で落札者を決定する「総合評価落札方式」、それから工事・コンサルタントの入札に参加できる者をあらかじめ指名する「指名競争入札」、建築設計コンサルタントの随意契約を締結するにあたり公募、または指名した上で提案を求め、第三者であるプロポーザル選定委員会が審査の上、最も適した設計者を選定する「プロポーザル方式」などがあります。

特に、簡易型総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、700万円以上の補助事業を対象に条件付き一般競争入札に付す工事で実施しております。

入札方法につきましては、入札会場に参加者を一同に集め入札書を投函させる「紙入札」と、インターネットとセキュリティ機能の高いICカードを利用した「電子入札」とがあります。当市では、物品購入については紙入札であります。平成19年度から全県でも早くに電子入札を実施しており、工事・コンサルタントについては電子入札となっております。

次に、入札契約資格等審査委員会と市長のかかわり方についてお答え申し上げます。

入札契約資格等審査委員会は、競争入札及び随意契約における事務の公正を確保するために設置しているもので、私が委員長で、12名による合議制の組織であります。

主な審査内容は、2年に1回行うところの入札参加資格及び等級格付のほか、毎週行っている条件付き一般競争入札の入札参加資格要件審査と落札候補者の決定、指名競争入札に参加させる者及び随意契約における相手方の選定などです。

委員会の会議顛末及び落札結果につきましては、市長にその都度報告し、決裁を受けておりますので、一定の工事について市長も掌握しているところであります。

昨今の公共工事を取り巻く環境は、普通建設事業費の減少と建設業者の格付維持に向けての競争が激化するなど大きく変化しております。そのため、市では平成24年度か

ら適正な施工を確保するための施策として、上位等級であるA等級だけでなくB等級・C等級の業者を対象とした「地域維持型総合評価落札方式」を創設いたしました。

具体的には、従来の簡易型総合評価落札方式の評価項目である地域貢献活動への取り組みや消防団協力事業所の認定状況のほか、営業所の所在地、入札参加意欲及び直営施工能力を評価項目として、地元業者がダンピング受注することなく落札できるよう工夫をした仕組みにしたものであります。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、小松栄治君。

○9番（小松栄治）【登壇】 再質問でございますけども、数千億円の金額の工事とか高層ビルとか特別な工程や特別な技術を要する工事などとかは別であります、格付けされた業者にまんべんなくとは申しませんが、少しでも仕事が行き渡るよう、少しでも利益があるように、これは業者の努力の仕方にもあると思いますが、きめ細かな配慮と選定のあり方と仕組みが必要と思われまして、それによって地元業者の育成にもつながると思っております。

あわせて、入札の方法と指名のあり方についても検討していただけないものか、今述べたのはこれは要望であります、入札方式と指名のあり方などの地元業者の育成についてのお考えと取り組みについてお伺いいたします。

その中で、先程副市長が地元の育成のことに触れましたけれども、それをあわせてもう一度ご答弁をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁を願います。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 特殊な工事、それから難しい工事は別としまして、今後とも原則として大仙市の建設業者及び建設コンサルタント業者等、等級格付名簿がございます。これに登載されている市内業者に発注することを基本としてまいりたいと思っております。

それから、入札方式等のいろいろな検討というふうなことでございますが、先程もご答弁いたしましたけれども、入札方式はいろいろございます。市では、市の等級格付名簿に登載されている業者を対象にしまして、建設工事における入札方式は先程も答弁したとおり原則として条件付き一般競争入札としているところでございます。

しかしながら、ものによっては、この条件付き一般競争入札に加えて、価格以外の施工の確実性や品質確保のために入札者及び、それから配置予定技術者の技術力等を評価する簡易型の総合評価落札方式を併用しております。これは700万円以上の補助事業で、土木工事の場合はA等級とB等級を対象としております。さらに先程も答弁しまし

たが、24年度、今年度からは200万円以上2,000万円未満の単独事業については、地域型、地域に密着した地域貢献活動などを評価する地域型総合評価落札方式を実施しております。さらに、この土木工事のC等級を対象としまして工事費130万円以上250万円未満の単独事業については、地域の地元業者が落札しやすい地域貢献型工事を23年度から導入してありまして、行き過ぎた価格競争にならないように施工能力が地元工事に対する受注意欲を評価する方式も取り入れながら、これらの手法により業者を育成し、つなげていきたいというふうに考えております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、小松栄治君。

○9番（小松栄治）【登壇】 再々質問でありますけれども、関連もありますので少しお話ししたいと思います。

駅前再開発であります。あのおり解体も終了間近となっており、いよいよ建物の建築にかかるわけですが、そこで、この仕事の発注者と発注先は誰でありますか。また、この仕事の入札の執行者は誰でありますか。この入札の指名委員会は、何という指名委員会なのか、加えて、指名選定にあたっての基準等があったらお知らせください。そして、この工事の入札方法は、何という入札方法でしょうか、お伺いいたします。

なお、駅前再開発事業の請負者はJVとなっておりますが、その下の協力会社の選定の方法と、協力会社が元請けより下請けとしての仕事をいただく場合の書類の審査等及び受付方はどのような方法で、どのような基準をもって、どこで行っておるのか、そして決定しておるのか、あわせて元請けの下請けの協力会社の仕事はどのようになっているのか、何次下請けまでなっておるのか、入札を含めてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 小松議員さん、この点につきましては、通告以外の質問になるし、また、駅前開発については当局で発注したものでないということは皆さんご案内のとおりだと思いますので、この質問についてはちょっと…。

○9番（小松栄治）【登壇】 わかりました。わかりましたけども、この事業の事務所、それから事務手続については、一切、市で行っておるということでございますので、やはり関連があるんじゃないかと思って再々質問いたしましたので、もし答えられる分だけであつたらひとつよろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 小松さん、今お話したとおり、この点については通告以外ですので、この点についてはご遠慮願いたいと思います。

○9番（小松栄治） わかりました。

○議長（鎌田 正） これにて9番小松栄治君の質問を終わります。

次に、14番大野忠夫君。はい、14番大野さん。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（大野忠夫）【登壇】 1年ぶりの一般質問ということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最初の項目であります。おもてなしJRデスティネーションキャンペーン、また、貴方の「笑顔」へ会いに東北観光博覧会、そしてにぎわいの創出国民文化祭への参加と活用について伺いたいと思います。

2007年に施行した観光立国基本法では、観光は地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、国民経済、生活安定・向上に発展、あらゆる領域に貢献するとして制定され、秋田県も観光立県に力を注いできたところと理解をされているところであります。

大仙市も6月定例補正予算に大曲駅発車秋田おぼこ節メロディー設置の提案をしていますが、大仙市宣伝に一役買うものと期待をされているところであります。

23年3月11日に大震災以来、原発事故も絡み、経済は疲弊し、厳しい雇用情勢から脱却できない現状の中で、JRデスティネーションキャンペーン、東北観光博覧会、国民文化祭は、経済活性化と雇用拡大には絶好の機会であると思います。おもてなしJRDC、貴方の「笑顔」へ会いに東北観光博、にぎわい創出国民文化祭は、平成23年度から26年度にかけてタイアップさせながら秋田県の活性化と観光を通じた事業を応援するためのキャンペーンが始動しているところであります。

東日本大震災からの復興、経済効果、雇用拡大に大仙市も参加の意向と思いますが、それぞれの企画にどのような思いで参加しようとしているのか、具体的に伺いたいと思います。

また、22年3月策定の大仙市観光振興計画を、どうリンクさせ、実行するのか伺いたいと思います。

まず最初に、ご答弁願います。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 大野忠夫議員の質問にお答え申し上げます。

質問のデスティネーションキャンペーン、東北観光博、国民文化祭への参加と活用についてありますが、自治体や地域の観光事業者がJRグループと連携し、対象エリア

の集中的な宣伝を広域で実施する「デスティネーションキャンペーン（DC）」については、平成23年のミニデスティネーションキャンペーンに始まり26年度のアフターデスティネーションキャンペーンまで、4年にわたり実施される大型キャンペーンであります。

また、観光庁が事業主体となり、落ち込んだ東北の観光需要を喚起するため、旅行商品の造成等の誘客事業を官民一体となつて行う「東北観光博」については、今年3月から平成25年3月までの約1年間にわたり実施されるものであります。

秋田デスティネーションキャンペーンについては、キャンペーンを推進する「秋田県観光キャンペーン推進協議会」が主体となり運営されており、また、東北観光博については「田沢湖・角館ゾーン」運営協議会において、その活動内容が協議されているところであります。

いずれのイベントにおいても地域が一体となつて取り組むことで、震災復興や地域経済の活性化に寄与するものと考えておりますので、今後も両協議会とともに誘客活動に取り組んでまいります。

また、観光振興計画における観光施策のテーマ別戦略の具体策に沿って、大仙市の魅力をアピールできるよう積極的に進めてまいります。

なお、今時定例会に予算の補正をお願いしておりますが、本市の玄関口であるJR大曲駅に秋田県の代表的な民謡の一つである「秋田おぼこ節」のメロディーを発車ベルとすることとし、おぼこ節の伝統の継承と普及を図り、さらなる観光推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民文化祭についてであります。平成26年10月4日から11月3日までの1カ月の日程で、第29回国民文化祭が秋田県で開催されます。

秋田県国民文化祭は、有形・無形の「秋田らしさ」の発揮に努めることを基本としつつ、秋田での新しい取り組みにも力を入れながら、全国に情報発信していく契機としております。

先人たちに思いを馳せ、文化を継承し活動に励んでいる方々、次代を担う若者や子供たちに文化の力を再認識する祭典となります。

大仙市といたしましては、地域を全国に発信する良い機会ととらえ、平成23年から市で実施できる主催事業について検討を始めております。実際の参加団体と考えられます市芸術文化協会及び各支部やその他文化団体などの皆さんからご意見・ご提案をいた

だきながら、庁舎内に国民文化祭に関する協議会を設置し協議してまいりました。

検討されている主な事業は、旧池田氏庭園を活用したミニ園遊会や全国規模の囲碁サミットを含めた関連行事の開催、今話題の「あきたびじょん」ポスターに採用されている秋田美人と木村伊兵衛をテーマにした全国的な写真の公募展、民謡の宝庫と言われる当地ならではの民謡の祭典、花火文化に焦点を当てたイベント等ではありますが、現在これらの企画について県に提案し協議しているところでもあります。

今後のスケジュールといたしましては、実行委員会を設立し、具体的な事業内容については企画委員会等で検討していく予定であります。

市の文化団体等、関係する皆様のご協力を得ながら、市民の皆さんに喜んでもらいながら県外から人の呼べる国民文化祭にしたいと考えております。

また、これにあわせ、商工会、商工会議所をはじめとする各種団体、宿泊施設等と連携を図りながら、大仙市を県内外に向け発信する機会としたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、大野忠夫議員。

○14番（大野忠夫）【登壇】 このキャンペーンの関係につきましては、JRDCについては昨年度も少し質問させていただきました。そのことについていろいろと今まで当局も検討をされてきたであろうというふうには思っております。

こうした中で、この、今、ゾーンの話もちょっと出ましたけれども、東北博覧会の中で、このゾーンは、この近くとする周りには田沢、角館、秋田、男鹿と湯沢、横手が入っているわけでありまして、ゾーンですから、これと大仙市もいろいろとつながりながら観光を発信していくということになるかと思いますけれども、このゾーンができて上がるまで、大仙市としても何かの形でこの会議、その他に参加をしているのではないのかなというふうに思っていますけれども、その会議に参加しているとすれば、大仙市の考え方として先程ちょっと申し上げましたけれども、大仙市観光振興計画というものができておりますので、これなどもずっと検討してきている中身だと思いますが、そういう会議の場で、このことを含めてどんな要望・要求というものを出したのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁を願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問に対して答弁いたします。

東北博覧会のいわゆるゾーンの問題でありますけれども、この関係について、主催者側といいますか県側が、県を中心とするところがこのゾーニングについては、大仙市の

意見を聞くというよりも全部決めた形で、こういう形でやるというそういう発表がされております。そのパンフレット等の作り方にしましても、そういう形でその作られているということでもあります。大仙市が個別に協議会に入って意見を述べられるということではなかったように、そういうふうに聞いております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありますか。はい、大野議員。

○14番（大野忠夫）【登壇】 東北観光のかかわりについては、もちろんこの秋田県が主体となっているようには見えますけれども、これは東北観光博覧会実行委員会というんですか、いうものが立ち上がって、その中にこの各市町村の関係者も出席をして参加をする、議論をするというような内容になっているのでありますので、当然にも市としても参加していると思いますから、そこでは何を話して、この大仙市、私残念でしょうがないのは、なぜ大仙市がそのゾーンから抜けなければいけないのか、そういうことが感じられますので、そういうことを思うときに、そういう実行委員会のその会議の中で何を話したのかということをやはりお知らせ願えれば、非常に今後の活動にプラスになるのではないのかなというふうに思います。そして、いろいろなこのキャンペーン、あるいは考えることがあると思いますが、近年新聞等でも、例えばこの観光博に絡めた弁当の試作・発売とか、これ大農生もいろいろな野菜の何ていいますかレシピを作っているいろいろなものを発売というふうに新聞に出ておったわけですが、そういった学生の、子供たちというか、その高校生のそういう新しい発想のもとにいろんな商品を開発する、そういう指導などもあってしかるべきではないのかなと。やはり先程市長の答弁もありましたとおり、今回のこのそれぞれのキャンペーンは、それぞれのこの世代のモチベーションを大事にしていくと、そのことがおもてなし、あるいは心遣い、気配りということで、大仙市のこの全国花火大会はまさしくその形でやっているわけでありますので、この花火大会が大仙市の観光の全てではないというように私は思っておりますので、これからの人口の減に伴って昼の人口の流れをしっかりととらえるためには、そういったものが新しい発想としてあるべき姿ではないのかなと、このように思います。そういうことを含めてですね、少し市長としても、いろんなさっきの話もありますけれども、できれば一つ二つで結構ですので、具体的にこのことは大仙市として是非ともやっていきたいというものがあればご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 東北観光博につきましては、もうスタートしておりますし、スター

トする段階で、まずはっきり言って一言も相談されませんでしたので、この田沢湖・角館ゾーン運営協議会、どういう活動をしているかは私は報告をもらっていません。ですから、これはこれとしてデスティネーションキャンペーンと絡めていくということは十分わかりますので、我々は今、26年の国民文化祭に向かってこのデスティネーションキャンペーンとかなり絡めた形で、ここをしっかりと企画していきたい。その中に大仙市の観光を十分入れていきたい、そういう考え方で市内にも検討委員会を立ち上げながら県とも鋭意折衝しているところでありますので。

東北博については、スタートしてしまいましたので、今さらゾーンを変えるわけにもいかないということを最初から言われましたので、これはこのままにしておきたいなと思っていますが、国民文化祭を含めたデスティネーションキャンペーンについては、これを絡ませて我々大仙市の観光というものをPRしていきたい、アピールしていきたいと思います。

○14番（大野忠夫） 大仙市観光…。

○議長（鎌田 正） 大野さん、3回目になりますので。

○14番（大野忠夫） いや、これは答弁漏れですので。観光振興策の計画について、このことについてどんな要望したか。

○議長（鎌田 正） 観光振興計画についてですね、これについて市長ですか、それとも担当部長…いいですか。市長がいいですか、担当部長がいいですか。

暫時休憩します。

午後 1時35分 休 憩

午後 1時36分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林商工部長から答弁願います。高橋部長。

○農林商工部長（高橋豊幸） ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、現在の市の観光振興計画におきましては、具体策として今17の戦略的な項目を掲げてございます。これは全て、これまで取り組んでまいりました観光行政全てに行き渡るものでございまして、今、議員がおっしゃるそのねらいとする部分もあると思いますけれども、あらゆる部分でこの観光に携わる事業をこの後、デスティネーションキャンペーン、あるいは国民文化祭に向けて、関係機関と協議しながら進めてまいりたいとい

うふうに考えてございます。

○議長（鎌田 正） 部長、さっき会議の中でいろんな話したことなかったのかという質問があったけれども、そのことは全然なかったわけだ。もう一度、高橋農林商工部長、答弁願います。

○農林商工部長（高橋豊幸） 具体的にはガイドブックの作成、あるいはポスター、そういったものをどういった形で作成するのかという事務的な部分も含めて会議の中で詰められまして、現在そういったものが作成され、そして広くPRされているところでございます。

先程の東北観光博については、国・県が主導的に動きまして、それに大仙市としましても追随しながら進めております。こういった部分を都度都度詰めながら、できるだけ大仙市の魅力をその資料の中に組み込めるように、我々担当としてもいろいろ頑張っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 部長、私から言うのもおかしいですけども、大野さんはそういった会議の時、大仙市としてどういった内容の話をしたのかということを確認質問したと思いますけども、こういったもうその国・県の主導で大仙市としては何も意見がなかったかという、言える立場ではなかったか、そういう状況だったのですか、そうすれば。もう一度答弁願います。全部県と国だけで主導で、大仙市独自のその発言というかそういった要望はなかったのかということですけども、部長、もう一度答弁願います。

○農林商工部長（高橋豊幸） すみません。前の小松栄治議員の答弁の際にもお答え申し上げておりますけれども、市の観光施設という視点じゃなくて、これまでの史跡、それから文化的なそういったものをメインとしながらいろいろ旅行エージェントの皆様とご相談しながら、そういったものを組み込みしたいということで今進めているところであります。なかなか具体的に観光博の方で実現する部分というのは、今実際まだ見えていませんけれども、そういったところをPRしながらDC、あるいは国民文化祭の方につなげてまいりたいなというふうに思っております。特に旧池田氏庭園、あるいは…。

○議長（鎌田 正） 暫時休憩します。

午後 1時39分 休 憩

午後 1時39分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

栗林市長から、それじゃあお願いします。

○市長（栗林次美） 私答弁したつもりですがけれども、東北博については、この前知事ともお話ししましたがけれども、我々の話を企画の中に活かすとか意見を聞く場所というのは残念ながらありませんでした。それは県も認めております。そういう形で進んだものだという事のようにです。ですから、もう始まっていますので、このゾーンというのは本当に私残念に思います。何で大仙市だけ抜いてくれたのかなと思っています。ですがけれども、これはもうそうやってスタートしていますので、ただ、関連の中にこういろいろ入っていますけれども、名前が出ていないということがもう最大の問題だろうと最初から思っていましたので、どうしてこういうふうになりましたかと聞いたら、そういう仕組みで作ったものではないという答えしか県の方からもありませんでしたので、我々はだから相談にはほとんど預かっていないということの中で進められています。ですから、このデスティネーションキャンペーンと国民文化祭については、デスティネーションキャンペーンもその県も窓口がはっきりしていますし、ここがいろいろ情報をよこして意見を求めてまいったりもします。国民文化祭はもちろん県の本部のあれがありますので、そこと今、連携を密にして、その国民文化祭、デスティネーションキャンペーンと絡めたところで我々今、大仙市の様々な観光PR、観光計画に載っているのはいろんなものがありますけれども、それを具体化していこうということでやっているつもりなんですけれども。

○議長（鎌田 正） これですで一応、また後程別の機会で質問願います。次にいきたいと思います。

次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（大野忠夫）【登壇】 2項目目の質問に入りたいと思います。

東日本大震災を経験をして、どういうこの震災を教訓化をし、そして地域の後方支援など地域防災計画の見直しが遅れているようでありましてけれども、市民の生命と財産を災害から保護、あるいは被害を軽減するには、迅速性が要求されているものではないだろうかというふうに私は思っております。したがって、今、2項目目、地域防災計画の見直しについてということでありましてけれども、23年の3月、東日本大震災、6月の水害、24年1月の雪害、4月の爆弾的低気圧強風の教訓を活かし、平成19年2月作成の地域防災計画の見直しに向けて検討を重ねていることだというふうに思いますが、どのような事項を教訓化をして、どう見直しするのか、また、空き家対策についての調

査と実態把握に基づき、防災計画にどう活用するのか伺いたいというふうに思います。

あわせて、地域防災組織の結成状況と自主活動の指導について伺いたいと思います。
よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の地域防災計画の見直しについてお答え申し上げます。

はじめに、地域防災計画につきましては、昨年4月に県において「地震被害想定調査検討委員会」を設置し、想定すべき地震や調査内容を検討したところでありますが、本年4月に正式に「秋田県地震被害想定調査委員会」及び「地震・地質専門部会」が設置されました。県では12月を目途に地震動想定・津波ハザードマップ修正に必要なデータを作成し、関係市町村に提供する予定であります。これを受け、本年度末までには当市の地域防災計画の震災対策について、大きく見直しを図る予定であります。

また、秋田県内の沿岸部が地震津波被害を受けた場合においては、岩手県遠野市が東日本大震災の発生時に行ったような自衛隊、緊急消防援助隊などの受け入れ態勢や支援物資の集積場所の確保、ボランティアのコーディネートなどの後方支援計画を明記したいと考えております。

昨年6月24日の水害におきましては、550件に及ぶ家屋の浸水被害を受け、市内全域に大きな被害が発生いたしました。近年にない広範囲に及ぶ水害を経験し、昨年の8月に国土交通省の湯沢河川国道事務所や県の仙北地域振興局と河川管理にかかわる治水計画の見直しについて協議を重ねたところでありますが、被害の大きかった丸子川流域の丸の内町と福見町については、それぞれ毎分20tの排水能力を持つ常設ポンプを設置したほか、西仙北地域や仙北地域についても可搬式ポンプを10台配備して、被害の大きかった地区の排水能力の強化を図っております。

さらに、今年も本格的な雨期を迎えるにあたって、各河川の水門管理や内水排除作業が適切かつ迅速に処理できるよう、連絡体制の見直しと職員の排水処理技術の向上に努めることとしております。

また、今年の雪害につきましては、人的被害が死者1名、重症9件、軽症12件の22件と家屋の倒壊被害が20件ありました。平成22年度の豪雪を教訓として昨年からは雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、県が気象庁と協議して「雪下ろし注意報」を発表して注意喚起を行ったところでありますが、2月中旬まで降り続いた雪に雨が含んだ残雪が屋根に重みを加え、昨年と比べ家屋の倒

壊被害を増加させたものと分析しております。

次に、4月の風害についてであります。平成3年の台風19号による被害を上回る大きな被害となり、屋根のトタン剥離や倒木被害等の被害が2,679件に及びましたので、被害想定の甘さへの反省を踏まえ、現在見直し中の地域防災計画にしっかり反映させていきたいと考えております。

さて、今年の雪害と風害は、空き家についても大きな被害を及ぼしました。今年の1月1日から施行した空き家の適正管理に関する条例に基づきまして、空き家の本格的な調査を行ったところ、現在1,420件の空き家が存在することが判明しております。そのうち61件が危険度が高いとされる空き家で、所有者へ連絡を取り、条例第8条に基づき、指導・助言を行っております。

空き家条例に基づいて初の行政代執行による危険な空き家の解体と廃材撤去の工事を3月5日に行ったところであります。

4月の風害によって屋根のトタンが剥離した空き家、55件の被害報告があり、10件は既に解体いたしました。このうち6件は条例第10条の助成制度を活用して解体した空き家であります。

空き家対策につきましては、所有者が遠く離れていて所有権等複雑な問題を抱えている事例も多く、その対策にかなりの時間を要しますが、まだまだ使用できる空き家も多く、今後は空き家バンク事業を活用しながら、1件でも空き家を少なくする施策もあわせて実施してまいります。

次に、地域防災組織の結成状況についてお答え申し上げます。

自主防災組織は現在150組織があり、9,948世帯が加入しており、組織率32.2%となっております。今年の1月には大曲地域の大川西根地区において、全地域を約100世帯毎に5つの区域に分け、それぞれ全ての世帯が自主防災会に加入した組織を結成し、さらに5つの会をまとめた大川西根地区自主防災連絡協議会ができております。大川西根公民館に事務局を置き、有事の際には公民館の防災行政無線を活用して、各自主防災会を通して、いち早く全世帯に市から情報を連絡する体制となっております。また、各自主防災会の会長は、被害状況を取りまとめ連絡協議会で対策を講じ、防災行政無線で市の対策本部にその結果を報告することになっております。

大曲地域においては、僅か9団体しか自主防災組織が結成されておらず、組織結成率は10%に満たない状態ですが、大曲地域内の他の地域においても大川西根地区の組織

をモデルケースとして、出前講座等を開催しながら早期に組織を結成していただくようお願いしているところであります。

また、大曲地域の町部におきましては、昨年の水害を景気に、大曲市街地水害対策連絡協議会が結成されております。現在この組織を自主防災組織に移行していただくよう、町内会の総会やそれぞれの地域の研修会に出向いて啓発しているところであります。

昨年の災害を経験し、今年度は災害に強いまちづくりを目指し様々な事業を計画しております。

一つは、県の補助金を活用して、現在ある全ての防災組織に活動用スターターキットとしてヘルメット10個、ハンドマイクと担架を配備する予定であります。また、独自で防災訓練を行った組織には5万円を限度にその費用を市が全額助成し、防災資機材を購入した組織には最大で30万円を助成いたします。地域の防災リーダー育成として6月26日と27日には、50名を対象に防災士研修講座を開催するとともに、消防士や消防団員のOBを防災委員として設置して活動していただきたいと思っております。

今後地域の自治会や町内会と連携を強めながら、人材の育成、資機材の充実、活動費用の助成などの積極的な支援を行い、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害に強いまちづくりを構築してまいりたいと存じます。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、大野議員。

○14番（大野忠夫）【登壇】 今の答弁にかかわりながら再質問したいと思います。

この空き家管理対策、条例ですか、これに伴うものが雪害だとか今の風、これはもういろいろとこれからは水害であっても関連することがあろうかと思っておりますけれども、この絡みについて、この空き家の強度だとか、本来どうこれを処理すべきなのか、そういったことについては今の建設部のこの何ていいますかこの何とか診断士という名前の人がいるというふうに伺っておるところでありますけれども、この方々の見方というのはそれぞれ基準はありながらも、違うと思っております。2人いれば2人、3人いると3人とも異なるだろうと思っておりますけれども、問題はこの査定によって次の二次災害の発生するような実態にあるというようなものも生まれてくるだろうと思っておりますけれども、この辺のとらえ方といいますか、まとめの仕方というのが、この診断士の中でどういう形で議論されているものなのか、その点お知らせ願えるとすればですね、お知らせお願いしたいというふうに思います。

それから、この防災組織のこの自治会の絡みでありますけれども、先程9, 948世

帯、30数%という話でありましたけれども、私去年の9月の定例でこのことをちょっと質問してありましたので、これを会議録を拾ってみたんですが、こうやって見ますとたいして何も伸びてないなというふうに思っております。確かに合併前からそういう地域によっては防災組織という組織図だけは各自治会で作った経緯も一方あるかと思えます。しかしながら、このことをどうやって皆さんで実践、何か起きたときに、どうこの活動、動くのかという、そういうことについては全く進んでいないと私は思っておりますので、そういうものなどの指導というもの、せっかく作っても絵に描いた餅ではどうにもなりませんので、自主活動のこの指導というものについてしっかりと行っていくべきだと思いますので、これなどについての計画などあればですね、しっかりと説明を願いたいというふうに思います。今のこのことと一緒になるわけでありましてけれども、これなどを教育する人たちのまた人材育成も大変だろうと思えますが、そこもしっかりとやってほしいと思えますし、その辺について答弁をお願いいたします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁を願います。建設部長から答弁願います。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 空き家等の危険度診断の診断士のことについて私の方からお答えさせていただきます。

この空き家の危険度診断というのは、国の方でマニュアルを出しておりまして、チェックシートを作成されております。それに従ってチェックしながら、外見上だけの判断ですけれども、チェックしながらその点数によって危険であるかどうかというのを判断するような形になっておりまして、建築の心得のある方であればそのチェックシートをやっているようなそういう形だと私聞いておりますけれども、ただ、もちろん建築士等の資格のある方であれば、もちろんそういう方であれば十分誰でも対応できるものと考えております。

それで、この危険度判定というのは、あくまでも表面上の判断でありまして、耐震診断とはまた別物でございます。耐震診断というのは、建物の中に入って構造的なものを確認していくという診断になりますので、この災害等の危険度の診断士とはまた別物でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 大野議員のご指摘は、その防災組織の結成が伸びていないのではないかとことであります。まだ残念ながら伸びているとは言える状況ではありません。

今一生懸命それぞれの町内単位であったり、もう少し広げた単位であったり、そういう場所に出向いて町内会の協力等を得ながら、いろんな講座、説明会などをやって組織化していこうということで、相手はつけておりますけれども、まだ組織としてできてきたというのが今ご紹介した大川西根地区全域でこれができたということでありまして。特に、ほかの旧地域においても今作ろうという準備をしているところがあります。あと、問題は、この旧大曲の町部の部分、町内会単位にしていくのか、あるいはブロック的な考え方、この前のコミュニティー会議的な形でいくのか、既にできてしっかり活動をしているところもありますので、その辺は現場でいろいろ説明会を開いていただいておりますので、町内会等の意向も含みながら、もう少し時間をいただければ正式な組織として登録できるところまでいくのではないかとということで幾つかあるというふうに報告を受けております。

6月の末から、26から27にかけて行います防災士の養成講習会、これがまず、それぞれの町内等における、いわゆるこの自主防災組織のリーダー的な存在になる方をピックアップしてやっていっておりますので、今までいろいろ協議してきた町内会等のところと、それから、こういう形で講習を受けた人たちがこう上手く合体していけば、もう少しペースが上がってくるのではないかなということ、今、総合防災課を中心に積極的に取り組んでいるところであります。12月ぐらいまで少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、大野議員。

○14番（大野忠夫）【登壇】 今の再質問の部分については、是非ともできるだけスピーディーに、防災の問題でありますので、お願いできればなというふうに思います。

それで、この19年でありましたかな、この地域防災計画の冊子ができておるわけですが、私もこの前、防災課の方と話をしながら、そういうものがあつたのかなと、何か記憶ではもらった記憶あるんですけども、加除式だったのかどうなのかっていうことを言われたんですが、全くちょっとわかりませんでした。それで話しているうちに、こういろいろ見てみたら、自分の本棚の中に入れておりましたので、是非ともこの加除式の問題についてお願いと、今後のあり方について質問したいというふうに思います。

実は、今申し上げたとおり、この防災の部分については、悪い部分、あるいはこれを改良した方がいいということで、そういう手順なりを改正するわけだろうと思っております。そうなったとき、いろんなものを、1カ月分とか3カ月分をためて、それを全部一回に

直すということではなくて、その都度やっぱり必要なものであれば手直しをして、その加除式でありますので、交換するということ、そういう形にひとつ改めていただければ非常にありがたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。元吉総務部長、お願いします。

○総務部長（元吉峯夫） 現在、地域防災計画を見直し中でございますので、大分これは大幅な改正になります。議員からご提言のありました随時的な改正についても、この後どうするか、それから、当然その都度その都度ちょっとした改正点もあろうかと思えます。その辺もタイムリーにできるような仕組みということもあわせて、今回の作成にあわせて検討していきたいと思えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。大野議員。

○14番（大野忠夫）【登壇】 この3つ目ではありますが、この組合病院診療科の充実と医療従事者の所要数確保ということでございます。これまでも組合設立までの間にいろいろな協議会があって、その中でもいろいろと話をされておる中身もたくさんありますが、改めてひとつ質問してみたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

この大仙市の通町地区市街地再開発事業も順調に推移をしているようでありますし、新病院は26年度開院の予定と伺っております。秋田県ドクターバンク求人登録の現状を見ますと、仙北組合総合病院の医師確保が厳しいようであります。大仙市もこの事業には、この組合できるまでの中心市街地活性化法の絡みなども含めながら、かなりの市税を投入することになるのでありますから、市民に安心を与える管理・運営でありたいというふうに思っているところであります。

組合病院を核とした市街地再開発事業が平成26年早々に新病院開院予定で推移をし、圏域住民が安心できる医療体制の構築を目指すと報告をされていますけれども、病院の充実には医療設備、診療科、医療従事者の確保、特に医師の必要数確保が最優先課題だというふうに思います。

厚生労働省の調査によると、2010年度末現在の秋田県の人口10万人当たり医師数は213.6人、医療施設（病院、診療所）に従事する医師数は203.8人、全国10万人当たり医師数230.4人で、10万人当たり医師数の全国ランキングは47都道府県中34位となっているところであります。これは秋田県の中核的病院をまとめてみますと、かなりの差がこの秋田県内でもあるようであります。ひどいところだと、もう半分以下になっているというところもありますので、それなども含めて圏域市民の

安全確保のために、開院に向けた医療従事員の所要数確保についての見解を賜りたいと思います。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の仙北組合総合病院診療科の充実と医療従事者の確保についてお答え申し上げます。

平成26年5月開院予定の仙北組合総合病院は、救急医療や脳卒中、がんなどの高度専門医療、急性期医療に特化した大仙・仙北医療圏の中核病院として、二次医療が完結できる病院を目指しており、診療科については現在の診療科の充実はもちろんのこと、地元歯科医師会からの要望があった歯科口腔外科の設置や将来のがん緩和病棟を見据えたがん緩和病床の設置など、診療科の充実に配慮していただくこととなっております。

また、平成24年5月1日現在、仙北組合総合病院の医療従事者充足率で、医師は医師法による法定必要性50.675人に対し研修医5人を含め57.048人、充足率で112.58%、研修医を除く充足率では102.71%、看護師は法定必要数126.0人に対し159.3人、充足率は126.43%で必要な医師・看護師の確保はできている状況であります。医師確保のために仙北組合総合病院の院長をはじめ関係者が最大限努力をしていると聞いており、新病院の開院時においても必要な医師確保はできるものと考えております。

秋田県による医療施設に従事する医師の数は増加傾向にあるものの、医師の確保は県の重要な課題ととらえており、医師確保対策事業として県・秋田大学・医療機関など一体となり総合的な医師確保対策のため、医師確保総合対策事業や臨床研修病院支援事業、県民医療確保対策事業などを実施しております。

また、大仙市の取り組みとしては、身近な地域で安心して出産できる環境整備と分娩産婦人科の確保を図るため、産科医等確保支援事業の実施や休祭日及び年末年始の一次救急医療を仙北組合総合病院等で実施している大曲仙北広域市町村圏組合救急医療センター事業について経費負担をし、地域医療の確保に努めております。

診療科の充実や医師・看護師等の医療従事者の確保につきましては、今後の地域医療を考える上で重要な課題と認識しておりますので、市といたしましても、今後とも県及び関係機関へ自治体として医師確保について要望するとともに、市街地再開発区域に整備する児童福祉施設に夜間保育に対応できる施設を配置するなど、医師・看護師等の就業環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、大野議員。

○14番（大野忠夫） この病院の従事者の関係については、非常に我々結構外から見ますと、言いづらい部分もたくさんありまして、そんなに突っ込んだ話はできないわけがありますけれども、一つには秋田県にこの医療の大学が当時なかったわけでございますけれども、秋田大学に医学部を創設するにあたっては、非常に長い年月、このいろいろな秋田県内の方、あるいは県外からも含めて努力をしてやっとその設置されたということがこの前新聞に載っておりました。この学部の設置から40年経ったそうでありましてけれども、やはり秋田県のこのお医者さんを養成する場というのは、しっかりとまだまだ根付いていない部分というふうに思います。このことについては、自分のことはまず自助努力という言葉はありますけれども、秋田県の医療をしっかりと支えるためには、各県内の自治体がしっかりとこの大学の応援をしっかりとしていかなければ、将来にわたってますます不安が残ってくるなということを感じているわけでありましてけれども、この話というのはちょっとこう、あまりにもこう変わった話になってちょっと失礼なわけでありましてけれども、企業誘致については、いろいろなこれまでも条件なども含めて、あらゆるこの手段を行使したといいますか、あるいは考え方、条件を出しながら頑張ってきているんだらうなというふうに思っております。やはり、このお医者さんを確保するについても、やはり同じ人間でありますから、家族を持ったとき、あるいは家族とともにここに根差そうとするときは、大仙市の環境がしっかりとしていないと、なかなか近寄ってくれないという条件もあろうかと思えます。そういう意味においては、企業誘致のいろんな条件を出す部分と似通っているわけでありましてけれども、そのことなども含めて私あえて言わせてもらえれば、学校教育、特に小・中については大仙市、全国に胸を張って言えるわけでありましてけれども、その次のステップとなりますと大学がなかなかみんな外に出ていくような状態の学校だというふうになってしまうわけでありましてけれども、そういうことなども含めて、あるいはここに越してきた、こちらにお医者さんとして定着するために、家族とともにしっかりと楽しみながら周り生活ができる、そういう環境も絶対必要条件だというふうに思いますので、そのことなども含めて大仙市の市長のいつも言う、人が生き人が何ですか、というそういうことも考えていったそのまちづくりをしているわけでございますので、そういった将来像なども周りの人も大仙市と言ったときに、そこら辺をしっかりと見定めて、あそこだと私の人生かけてこのお医者さんの仕事をやるというそういう意気込みを持てるような、ひとつ環境、まちづくり

もお願いできればなというふうに思いますけども、市長の考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再質に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員のご指摘のとおりだと思います。そのお医者さんを充実させたいということであれば、やはり大仙市に暮らして、住んで、あるいは子供さんを学校にやってとか、いろんな意味で住みよいまちであるということが、まず前提でなければならぬと思っています。そうした施策については、企業誘致であろうが何であろうが共通だと思いますので、誰が来ても住みよいまち、あるいは今住んでいる人にとっても住みよいまちというのを前提にしながら、特にそのお医者さん、あるいは医療スタッフの関係については、全体には限られた人数しかいないわけにありますので、一番有効的な方法でやっぱり対応していく方法が、それしか言えないのではないかと思います。

それぞれの医師確保対策については、これはやっぱり県と一緒に動いていかなきゃならない問題だと思っています。

ただ、現在の病院、あるいは厚生連という枠の中では、厚生連の中でもこの病院がかなり力のある病院でありますので、今の病院スタッフを中心にして様々なルートでその医師、あるいは医療スタッフの充実という問題、やはりここと一緒に我々も協力していかなきゃならないと思っています。

それから、もう一方では、我々市立大曲病院を持っておりますけれども、この関係については、精神科の病院ということでもありますので、大学との関係については、この部分については私、特に大仙市が直接様々な形で大学と協議ができる、大学医学部のこの精神科と協議ができるというような形の中で、働きやすい環境をきちり作っていくということは、お医者さんも含めて医療スタッフも一定の数がいて、しっかりした医療ができるという概念を作っていくことで秋大との信頼関係は続けていけるのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

○14番（大野忠夫） ありません。

○議長（鎌田 正） これにて14番大野忠夫君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後2時30分に再開いたします。

午後 2時19分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番佐藤隆盛君。はい、4番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛）【登壇】 通告に従いまして、1点のみ、出稼ぎ者の安全・安心就労について質問いたします。

はじめに、市長には出稼ぎ者についてどのような考えを持っているのか、また、出稼ぎ者の現状認識と出稼ぎ対策事業について質問いたします。

まず、出稼ぎとは、ふるさとを離れて一定の期間、他郷に出向いて働くとあります。その歴史をたどるまでもなく、雪深い冬期間、東北秋田、とりわけ大仙市地域の農家の働き手が、主に関東や関西方面へ出掛け、折からの目覚ましい日本経済発展の捨て石の如くそれを支えてきたという過去の事実があります。

一方においては、郷土の零細な農家の経済を潤してきた、それは大仙市にお金を持って来るといふ経済の大きな役割を果たしてきたとも言えます。また、そのために劣悪な労働環境の中で、その改善を求めた運動に捧げた先人の活動もありました。

さて、その出稼ぎが後程申しますが、県の統計によりますと年々減ってきていて、何年かの後には、ほんの一握りの人数に、また、出稼ぎ者が消滅するかのようになっています。つまり、出稼ぎという社会現象が消えていくかに見えます。自然減と言ってもいいものでしょうか。しかし、私はこの現実を見て、2点ほど胸にくるもの、去来するものがあります。

一つは、かつて1軒の家で2人も出稼ぎに出ていたときもありますが、厳しい労働環境の中で働いていた賃金報酬は、間違いもなく郷土秋田での家族の生活を支え、家族関係を維持し、地域経済を潤す役目を果たしてきたという一方の事実もあるわけでありませぬ。

近年、経済の閉塞感漂う中で、雇用の場がなく閉鎖される内職工場など、年々少なくなりますけれども枚挙に暇がありません。加えて、人員整理、そしてあれほど工事標識が立ち並んでいた公共事業もなくなり、つまり働き場を失ってしまった地域の中で、その出稼ぎ収入に代わったものは、言い過ぎかもしれませんが年金と生活保護給付ではないかとさえ言いたくなる現実についてであります。

2つ目は、出稼ぎ者に高齢化による減少に代わって若年層の就学や就職による離郷、つまり県外就職であります。それは地元就職が困難な分、厳しい見方をすれば、若い者の通年出稼ぎ、または生涯出稼ぎとさえ呼びたくなるような現象を招いてしまったのではないかと、そして、それが地域の厳しい衰退を招いているとも見えるわけであります。

以上、私の私見で恐縮であります。最盛期に比べて現在の出稼ぎ者は、ものの数ではないと見る向きもあるかもしれませんが、大仙市に残る現在約200人弱の出稼ぎ者をないがしろにしてはならないと考え質問しますが、これらの今述べた私の見方に対する市長の受け止め方と、また、出稼ぎ者に対する考え方をお知らせ願いたいと思います。

次に、秋田県では、県内外を問わず居住地を離れて1カ月以上1年未満の期間就労した者及び就労が見込まれる者については、各市町村に対し、出稼ぎ者数とその状況について照会し、その報告を取りまとめ、秋田県の出稼ぎ労働者地域調査を行っており、調査項目については農家・非農家、そして性別、出発時期、就労期間、年齢階層、就労地域、非農家の職業などとなっております。

全国的において、また秋田県も同様に、出稼ぎ者が年々減り続けており、私も出稼ぎをしていた昭和45、6年当時は、秋田県に7万人台の出稼ぎ者がいましたが、平成元年には約2万4,000人、平成10年には1万人を割り8,700人、そして大仙市合併平成17年には2,700人、そして23年、去年は1,000人を割り769人となっております。

県では、出稼ぎ者労働者の減少の主な理由として、次のように述べております。出稼ぎに従事してきた人たちの高齢化に伴う引退や若年層の出稼ぎ離れ、もう一つは、経済状況の悪化に伴う出稼ぎ受け入れ先の減少と見ております。当市でも出稼ぎ者の安全・安心就労を図るために、出稼ぎ対策費事業を行っております。

そこで質問いたしますが、大仙市の出稼ぎ者数の推移と現状、そして今後についてどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の出稼ぎ者に対する考え方についてであります。出稼ぎ者は1カ月以上1年未満、居住地を離れて就労し、再び居住地に帰る労働者と定義づけられておりますが、当地域にあっては、農村地域に生活基盤を持ち、生活するための収入を補うため、主に冬期間に都市圏などで働いて収入を得て、また地域に帰って来られる方たちと考えており

ます。

昭和30年代から40年代前半の高度経済成長期に都市部の社会資本整備のために、東北や九州の農村部から大量に動員された出稼ぎ労働力は、ピーク時はその数100万とも言われ、劣悪な労働環境の中での重労働でありました。農業基本法が昭和36年制定されておりますが、減反政策が始まった時期とも重なります。季節性と短期雇用の繰り返しのため、一時的に労働者でありながら労働諸法の恩恵に全くと言っていいほど預からない「特別な配慮をすべき労働者」でありました。

こうした状況を改善するため、全国の農村地帯から彷彿と起こったのが出稼運動であり、それはやがて全国出稼組合連合会に組織化され、建設業、労働諸法の新設、改善につながり、送り出しをする県・市町村でも出稼互助会などが作られ、組織的な出稼支援対策が講じられるようになり、今日に至っております。

合併前の各市町村においては、安心して暮らせるまちづくりとして雇用の安定、農業経営の安定を図る施策を行いながらも、農家の求める季節的な雇用の受け皿をつくり出すことは厳しく、家族と離れて首都圏へ就労する方々が多くあり、家族の安心、出稼者の安全就労を確保するため支援事業を行ってまいりました。

昭和45年に農村地域工業導入促進法が施行され、地方の工業化も少しずつ進み、企業誘致や地方の公共事業の増大により就労の場が確保されるようになり、この世代の出稼者の高齢化とともに出稼者が年々減少の傾向となってきてまいりました。

出稼者の数は、以前とは比べられないほど少なくなってきておりますが、かつては秋田県の農村経済に多大な貢献をした労働力であり、現在でも必ず故郷に帰って来て家計を支える大切な方たちという思いは変わりません。したがって、出稼者の支援対策については、状況の変化に合わせながらも、県内で現在も最も多い地域としての工夫を凝らしながら継続してまいりたいと考えております。

すいません、1の項目の②について答弁申し上げます。

次に、市の出稼者の推移と現状及び今後の対応につきましては、市に届出されている出稼者数は、合併時の平成17年度は430人、平成19年度は374人、平成21年度は266人、平成23年度末が203人となっており、合併時と比較すると半分以下となっております。

届出された方々は、いつでも連絡が取れる状況ではありますが、未届けのまま出稼就労される方々もいると推測されますので、今後もできるだけ支援事業の周知のため、把

握に努めてまいりたいと考えております。

大仙市においても全県の出稼ぎ労働者数推移と同様に、昭和60年頃においては建設業関係への就労や地域内事業所での雇用の場が多くなったことなどから大幅に減少し、平成に入ってから出稼ぎ者の高齢化に加え、出稼ぎ者の就労の場が減ったことや派遣労働者の増加など、労働環境の変化が減少の要因と思われまます。

今後の対応につきましては、先程申し述べたとおり出稼ぎ者は減少しておりますが、就労前の健康診断の実施や傷害保険の加入支援と就労先への広報・地元紙の送付などの援護事業は継続してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛）【登壇】 まず最初に、市長には私の考えというものを通告しておりませんでしたけれども、よって私は私の今述べた意見、見方に対する市長の考えもお伺いしますと、私質問したところでございます。

いろいろ表現が、ちょっとこうきつような話し方をしましたけれども、私はこれから出稼ぎというものは、農家・非農家も踏まえまして、特に2つ目の若者の通年出稼ぎ、または生涯出稼ぎと、ここにちょっとこう気になるものがございまして、市長はこの前、若者の地元定着と地域活性化事業の推進の会長になったというふうになっておりますが、私はこれからまた別の形で出稼ぎというものが増えていくんではないかなと、もしそうでなければ、若者がそのまま先程申しましたように年金者と生活保護者ではないかと。公務員を除いて、普通の民間というのは非常に厳しいわけございまして、まずそういうことから、これからまた今の通常の出稼ぎは数字によりますと10年先でゼロになります。ゼロになっておりました。ですから、私はそういうもんじゃないというふうに考えまして、別の意味でも考えていくべきでないかなというふうに感じるものでございませす。ですから、出稼ぎイコール雇用、地域雇用、これ再三、前の質問者もいろいろ言っておりましたけれども、このことについてやっぱり何とか考えていってもらいたいというふうに思ったところでございます。

出稼ぎ関係ですから、後で、このことはいいですけども、後でも、次の質問終わってからまとめて質問したいと思ひます。この点については結構でございます。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛）【登壇】 先程も申しましたが、県での主な減少理由を、高齢者及び経済状況の悪化のほかにもありましたら、何とか答弁願いたいというふうに思ひます。

また、出稼ぎ者の年齢層、農家・非農家割合、そして非農家の職業についてもお知らせください。

また、県では出稼ぎ労働者の雇用対策として、県内の産業の振興と雇用の場の確保を図るとともに、出稼ぎ就労者に対して市町村で実施する健康診断などを通して事故管理に努めるよう指導を行い、就労先に対しては秋田県東京事務所に配置した相談員の巡回による安全就労の推進など、援護業務の充実に努めております。

また、健全な就労先の確保のため、ハローワークの利用を呼びかけ、賃金不払いなどに巻き込まれないように注意を喚起するほか、万一賃金不払いやケガ、病気などの問題が発生した際は、関係団体と連携し、その早期解決のため相談・助言を行っているっております。

当市としても事業目的として、出稼ぎ者の安全・安心就労を図り、また、出稼ぎ者の高齢化に伴う健康管理、就業前健康診断の受診率の向上をさせるため、事業の数値目標を設けるなど、そして郷土情報の提供など援護を行っております。

また、これまでの成果と今後の方向性として、就労前健康診断事業により就業中の疾病の予防と安全就労が図られる。また、郷土通信の地元の情報により、安全就労に結びつく。出稼ぎ者は年々減少しているが、県内で最も多い地域であることから、出稼ぎ者が安全・安心して就労するためにも、今後とも事業を継続したいと述べております。

そこで質問いたしますが、まず、市では就労前健康診断の受診率（現在60%前後）を向上させるとありますが、どのように行ってきたのかお尋ねいたします。

そして、過去5年間に就労中の疾病やケガなどはなかったのか、また、賃金不払いなどに巻き込まれた問題等の相談がなかったのか、あわせてお知らせ願います。

先に述べておるように、県では就労先に対し、東京事務所に相談員を派遣し、巡回による安全就労の推進など援護業務の充実に努めているようではありますが、市としては出稼ぎ対策費として、約1人当たり1万1千円の援助を行っておりますが、どのようにして就労者の安全・安心の実態を把握しているのかお知らせ願います。

また、出稼ぎ者が安全・安心して働いているのか、出稼ぎ先の現場や出稼ぎ者の聞き取りなどを行っておるのかもあわせてお知らせください。

以上で終わります。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の出稼ぎ者の安全・安心就労についてお答え申し上げます。

ます。

はじめに、出稼ぎ者の構成の状況につきましては、平成23年度の調査によりますと、本市の全体人数は203人で、年齢層の多い順は50歳から69歳までが170人と一番多く、全体の84%を占めております。50歳未満は29人で、70歳以上の方が4人となっております。

また、農家・非農家の割合については、農家が135人、非農家が68人で、全体数の約3分の2を農家が占めております。

次に、非農家の就職先につきましては、主な職種として土木作業員16人、大工16人、左官5人、板金3人となっております。これは冬期間において地元での仕事が減少する業種に多いと分析しております。

次に、就労前健康診断の受診率の向上につきましては、就労中の疾病予防と安全就労を図るため、就労前の健康状態を出稼ぎ先の事業所でも把握しておく必要があり、大曲仙北医師会との委託業務の協定に基づき、就労前健康診断を実施しているところであります。

この診断につきましては、本庁及び各支所に来庁した際に、出稼ぎ手帳の交付とあわせ健診について無料で受診できることを案内しております。

受診率としては、平成17年度から平成19年度までは、出稼ぎ手帳交付者数の5割程度でありましたが、平成20年度からは増加し、現在は6割程度の方が就労前健診を受診しております。

今後も受診の啓発を続け、安全就労につなげてまいりたいと考えております。

次に、就労中の病気・ケガやトラブルにつきましては、過去5年間における秋田県ふるさと定住機構が運営する傷害保険を適用した内容部分の把握のみではありますが、平成19年度に就労中に病気になり、地元での治療費に適用されたケースが1件あります。

賃金不払いにつきましては、問題事例はありませんが、今後ともハローワーク及び労働基準監督署と連携し、問題が発生しないよう努めてまいります。

次に、出稼ぎ者の安全・安心の実態把握につきましては、昭和63年から平成21年までは神奈川県勤労者医療生活協同組合を代表とする首都圏出稼ぎ者健康管理ネットワークに委託し、出稼ぎ就労先に医師が直接出向き、健康管理・健康指導を行っていたいております。

就労中の健康診断については、出稼ぎ者数の減少が続いたこととあわせ、各就労先に

おける出稼ぎ者が少人数となって、集団として健診が難しくなったことなどの理由から、平成21年でその役割を終了し、今後における出稼ぎ者の健康管理を考えることを目的に、平成22年度に「出稼ぎ者援護事業総括会議」を開催いたしました。当時就労中の健診を行っていただいていた^{てんみょうよしおみ}天明佳臣医師、大曲仙北医師会、出稼ぎ組合連合会、秋田県、出稼ぎ経験者の方などからご参集をいただき、現在の出稼ぎの状況や出稼ぎに関する課題等について意見交換いたしました。

会議の結果として、就労前健診は大曲仙北医師会に今後も引き続きお願いすることや、傷害保険制度の継続、地元情報紙の提供と出稼ぎ中における健康相談窓口としてはネットワーク医療機関に引き続きお願いすることなどを確認いたしました。

また、出稼ぎ者へ就労における注意を喚起するチラシと出稼ぎ者の健康をチェックする5項目のチェックカードを新たに作成し、毎日の健康管理に役立ててもらおうとしております。

また、県の東京事務所にあるAターンプラザ秋田においても、出稼ぎ相談員が配置されており、出稼ぎ先の事業所訪問に努めております。

今後においても県と連携し、安全・安心就労に努めていきたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛）【登壇】 まず、市長から答弁聞きましたけれども、県とか、それからいろいろ医師会とかのように、連携をしながらという答弁でございましてけれども、私も出稼ぎに行きまして、そして5年程行きました。そして私12年前、議員になりましたから市長も知っているかと思っておりますけれども、先程答弁にありましたけれども、農民組合のといえますかそういう関係で労働省や農林省、出稼ぎ問題で、私はただついていったわけでありましてけれども、そしてその帰り、出稼ぎ者と直接会って生の声を聞き、そういうことをしたことがございます。この流れは市長の親父さん、三郎さんから始まり、いろいろなこれは先生方もこうつながってきた一連のあれですけれども、この大仙市とは出稼ぎというと東北・北海道で9割を占めておるそうでございます。そして東北で6割、そして秋田県では県南部、そして大仙市、仙北、秋田県の仙北では、今現在出稼ぎ者が、いつも出稼ぎというと大仙市が人数多いわけでありまして。先ほど市長は203人と言いましたけれども、私の統計では199人だそうでございます。200人を割りました。ですから、そして、本当にそういう市であるとすれば、私はまず、いろいろな市長お話されましたけれども、独自でも職員を常勤させるということはできません

れども、いろいろこういう事情になった場合には、2、3日の出張でもいいですから、実際会社にも行くことによって初めて会社でもいろいろなことがあるんだと思います。ですから、私は職員を派遣しながら生の声を聞くことは、絶対必要だと思っております。県の方にも私、このことについて質問しましたら、大仙市の佐藤ですと、議員とは言いませんでしたけれども、聞きましたら、大仙市の出稼ぎというと、まずすぐ大仙市の方だというような、まずコレといいますかを言っておりました。ですから、私はいまいち物足りないなというようなことを感じておるものでございます。ちなみに、この、先程もないがしろにすると、しないようにと言いましたけれども、現に少なくなってきたと。だけれども、まず一つには、ふるさと便もないようでありますし、これもいろいろな事情あるかもしれません、やめたのも。何とかですね、そういうものをひとつ職員の、現実に生の声を聞いて、来てから聞き取るという手もありますけれども、途中で確認してもいいものではないかなと。今、200人と言いましたけれども、これを数字で割っていけば、当然10年先には数桁であります。しかしながら、この今現在秋田県で七百六十何名かだというふうになっておりますが、そのうち200人が大仙市、どうか大仙市といったら出稼ぎ、出稼ぎといったら大仙市だと、この火を消してもらいたくないというような思い、それは何かと言うと、やっぱり行動、足ではないでしょうか。健診やるのも結構、いろいろやるのも結構ですけども、実際行ってるんだと、そういうふうにしていただければなど、このようなことについてまず一点どう考えているか市長のお答え聞きたいと思えます。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 出稼ぎ者の数が一定の数で、ある程度の職場にまとまって行っているという状況があれば、確かに訪問していろいろ状況を聞くというのは大事だと思いますけれども、現在の今の状況では、ほとんどまとまっている職場がないという状況の中で、200名の方を全部歩けば一番いいんでしょうけれども、まず不可能に近いということです。ですから、我々今やっているのは、その援護事業のやれる部分についてやっていこうということでもあります。職場訪問につきましては、県としてAターンプラザに職員を置いていますので、この方がまず職場を回ってくれていると、そういう状況の中で我々情報を取っているというふうにしておりますけれども、なかなか少人数になった対策というのは、なかなか議員おっしゃるような形ではなかなか難しいのではないかなと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛） 市長は、難しいと言えばそれかもしれませんが、そうすれば何人ぐらいのところになればその少数の人数なのか、その点をお聞きしたいと思います。
以上です。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。

○市長（栗林次美） いや、我々行政ですから、一定のやっぱりそういう対策というものを、ただ行ってお元気ですかということには済まないわけでありまして。そういうふうの一つの集団というか、そういうとらえ方をしていかないと、例えばいろんな事情でここに住所がありながらほかに出ている人、出稼ぎという形でなくてもいるわけでありまして。その人たちをいちいち全部訪ねて歩くということではできないことなので、そこはその一定の集団として、県もまだ出先を持っていますので——ということしか答えられないです。私、職員に行けというのを言えるかもわからないですけど、そのやっぱりその行政効果とかそういうものを考えないと、それはできないことなので、ちょっと無理だと思います。

○議長（鎌田 正） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でございました。

午後 3時04分 散 会